

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

一関市の人口及び世帯数を表 3.2-1 に示す。

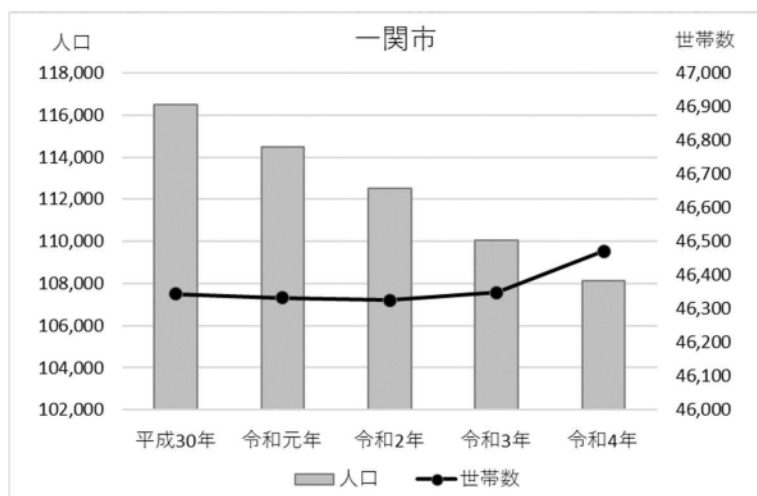
「人口・世帯数・人口密度（市町村別）ほか いわての統計情報(各年 10 月 1 日現在)」(岩手県 HP、閲覧：令和 5 年 8 月)によると、過去 5 年（平成 30 年～令和 4 年）の一関市の人口は減少傾向にあるが、世帯数は平成 30 年～令和 2 年は減少傾向、令和 3 年以降は増加傾向で推移している。人口及び世帯数の推移を図 3.2-1 に示す。

表 3.2-1 人口（住民基本台帳人口）及び世帯数

市町村	年	人口			世帯数
		総数	男	女	
一関市	平成 30 年	116,479	56,443	60,036	46,344
	令和元年	114,477	55,499	58,978	46,332
	令和 2 年	112,496	54,536	57,960	46,326
	令和 3 年	110,072	53,395	56,677	46,348
	令和 4 年	108,154	52,549	55,605	46,471

出典等：「人口・世帯数・人口密度（市町村別）ほか いわての統計情報(各年 10 月 1 日現在)」

(岩手県 HP、閲覧：令和 5 年 8 月)より作成



出典等：「人口・世帯数・人口密度（市町村別）ほか いわての統計情報(各年 10 月 1 日現在)」

(岩手県 HP、閲覧：令和 5 年 8 月)より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

2) 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

一関市の令和2年度の産業別就業者数を表3.2-2に示す。

一関市の就業者総数は56,355人で、部門別にみると第3次産業の就業者数が最も多く、全体の57.0%を占めている。また、分類別にみると、「製造業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「農業、林業」が多くなっている。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和2年度）

部門	大分類	一関市	
		(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	6,765	12.0
	(うち農業)	(6,543)	
	漁業	20	0.04
	小計	6,785	12.0
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	68	0.1
	建設業	5,030	8.9
	製造業	11,473	20.4
	小計	16,571	29.4
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	168	0.3
	情報通信業	310	0.6
	運輸業、郵便業	2,625	4.7
	卸売業、小売業	7,254	12.9
	金融業、保険業	811	1.4
	不動産業、物品賃貸業	464	0.8
	学術研究、専門・技術サービス業	817	1.4
	宿泊業、飲食サービス業	2,319	4.1
	生活関連サービス業、娯楽業	1,690	3.0
	教育、学習支援業	2,420	4.3
	医療、福祉	7,964	14.1
	複合サービス事業	877	1.6
	サービス業（他に分類されないもの）	2,717	4.8
	公務（他に分類されるものを除く）	1,700	3.0
小計	32,136	57.0	
分類不能の産業	863	1.5	
総数		56,355	100

出典等：「令和2年国勢調査就業状態等基本集計」

（令和4年 総務省統計局、閲覧：令和5年8月）より作成

(2) 生產品目、生産量及び生産額

① 農業

一関市における平成22年～令和2年の農家数を表3.2-3に示す。

総農家数は減少傾向にある。

一関市の令和3年の農業産出額を表3.2-4に示す。

農業産出額は「鶏」が最も多く、次いで「豚」、「米」が多くなっている。

表 3.2-3 農家数の状況（平成22年～令和2年）

市名	項目(戸)	平成22年	平成27年	令和2年
一関市	総農家数	12,838	11,352	8,996
	販売農家	9,404	7,795	5,509
	専業農家	1,945	1,733	-
	兼業農家	7,459	6,062	-
	第1種兼業農家	961	801	-
	第2種兼業農家	6,498	5,261	-
	自給的農家	3,434	3,557	3,487

備考：「-」…資料なしまたは不明

出典等：「令和4年版一関市統計要覧(4.農業)」(一関市HP、閲覧：令和5年8月)より作成

表 3.2-4 農業産出額（令和3年）

市名	種別	農業産出額(千万円)		
一関市	耕種	米	503	
		麦類	1	
		雑穀	1	
		豆類	3	
		いも類	26	
		野菜	244	
		果実	240	
		花き	x	
		工芸農作物	18	
		その他作物	x	
	畜産	肉用牛	374	
		乳用牛	生乳	172
			乳牛	14
		豚	876	
		鶏		981
			鶏卵	27
			ブロイラー	953
		その他畜産物	13	
	加工農産物		x	
	農業生産額合計		4,632	

注1) 「x」は非公開のものを示す。

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典等：「令和3年 市町村別農業産出額(推計)データベース(詳細品目別)」

(令和5年 農林水産省大臣官房統計部、令和5年3月24日掲載)

(閲覧：令和5年8月)より作成

② 商業

一関市における平成 19 年～平成 28 年の事業所数、従業員数、年間商品販売額を表 3.2-5 に示す。

平成 26 年は、事業所数、従業員数、年間商品販売額ともに減少傾向にあったが、平成 28 年は従業者数、年間商品販売額は増加に転じている。

表 3.2-5 商業の状況（平成 19 年～平成 28）

市名	区分	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
一関市	事業所数	1,736	1,305	1,261	1,249
	従業者数(人)	9,465	7,383	7,251	7,342
	年間商品販売額(百万円)	189,915	192,814	183,215	184,093

出典等：「令和 4 年版一関市統計要覧(6. 商業)」

(一関市 HP、閲覧：令和 5 年 8 月)より作成

③ 工業

一関市における平成 28 年～令和 2 年の事業所数、従業員数、製造品出荷額を表 3.2-6 に示す。

事業所数、従業員数、製造品出荷額は概ね横ばい傾向にある。

表 3.2-6 工業の状況（平成 28 年～令和 2 年、従業員 4 人以上）

市名	区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
一関市	事業所数	248	252	250	250	223
	従業者数(人)	10,747	10,889	10,999	10,796	10,452
	製造品出荷額(万円)	20,359,493	20,916,065	20,948,612	18,841,658	18,949,335

出典等：「令和 4 年版一関市統計要覧(5. 工業)」(一関市 HP、閲覧：令和 5 年 8 月)より作成

3.2.2 土地利用の状況

1) 地目別土地面積

一関市の地目別土地面積を表 3.2-7 に示す。

地目別土地面積のうち最も多いのは、山林であり、全体の 56.8%を占めている。

表 3.2-7 地目別土地面積（令和元年）

区分	一関市(m ²)	割合(%)
田	139,449,061	11.1
畑	81,288,461	6.5
宅地	42,377,384	3.4
鉱泉地	129	0.0
池・沼	108,799	0.0
山林	713,525,420	56.8
牧場	9,508,476	0.8
原野	43,524,738	3.5
雑種地	14,932,486	1.5
その他	211,705,046	16.8
総数	1,256,420,000	—

注1) 表中の各値は、平成31年1月1日現在値を示す。

注2) 割合(%)については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典等：「岩手県統計年鑑 土地 地目別地積（市町村別）令和元年」

（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲には、「国土利用計画法」（昭和49年6月25日 法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。

農業地域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日 法律第58号）により市町村ごとに指定された農用地として利用すべき土地であり、農業振興地域とは農地の振興を図る地域を示す。森林地域とは、「森林法」（昭和26年6月26日 法律第249号）により指定された森林の土地として利用すべき土地と、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、国有林の区域または地域森林計画対象民有林の区域を示す。また、保安林とは水源の涵養や土砂災害からの防備として国又は県より指定されている森林を示す。

土地利用基本計画の農業地域を図 3.2-2 に、森林地域を図 3.2-3 に示す。

3) 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年6月15日 法律第100号）に基づく用途地域の指定状況を図 3.2-4 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は、一部が都市地域となっているが、用途地域の指定はない。

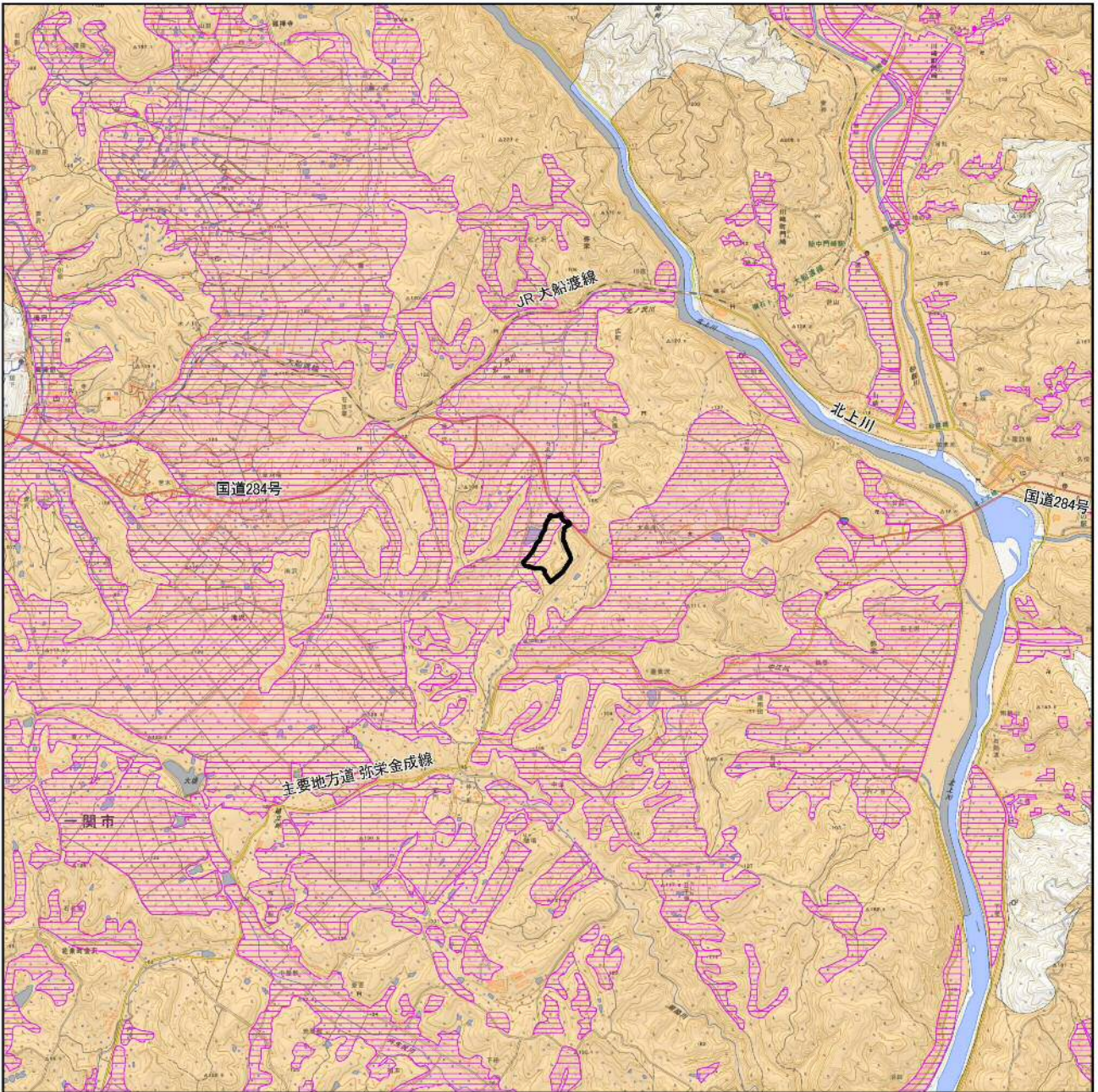


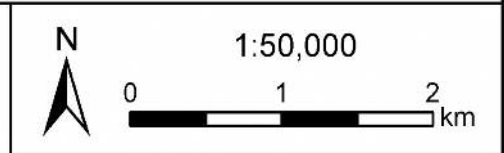


図 3.2-2 土地利用基本計画の指定状況（農業地域）

凡例

-  対象事業実施区域
-  農用地区域
-  農業地域



出典等：「国土数値情報(農業地域データ)」(国土交通省 HP、閲覧:令和5年8月)より作成

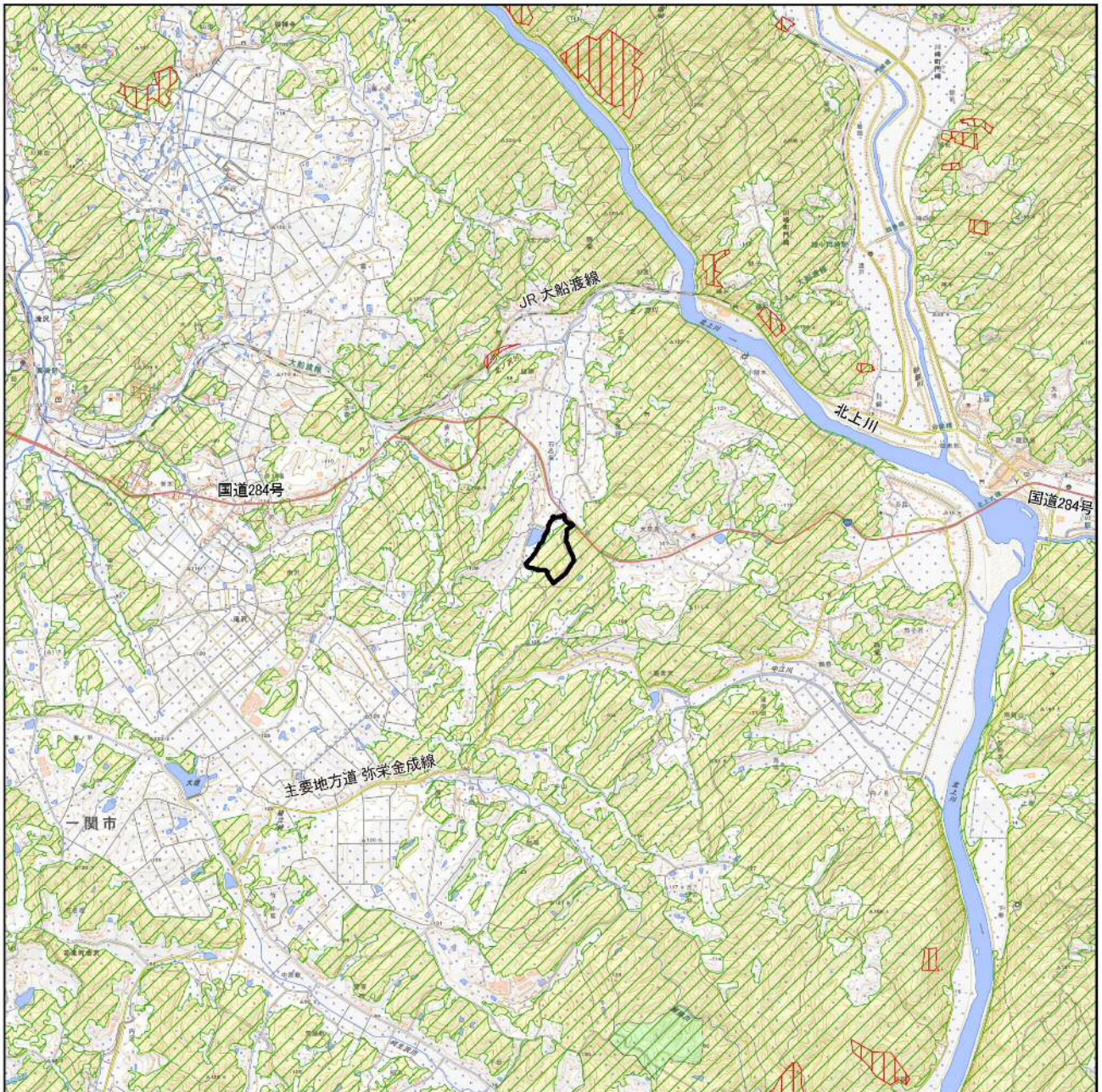
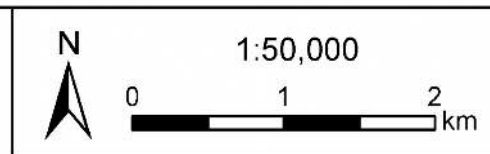


図 3.2-3 土地利用基本計画の指定状況（森林地域）

凡例

-  対象事業実施区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林



出典等：「国土数値情報(森林地域データ)」(国土交通省 HP、閲覧:令和5年8月)より作成

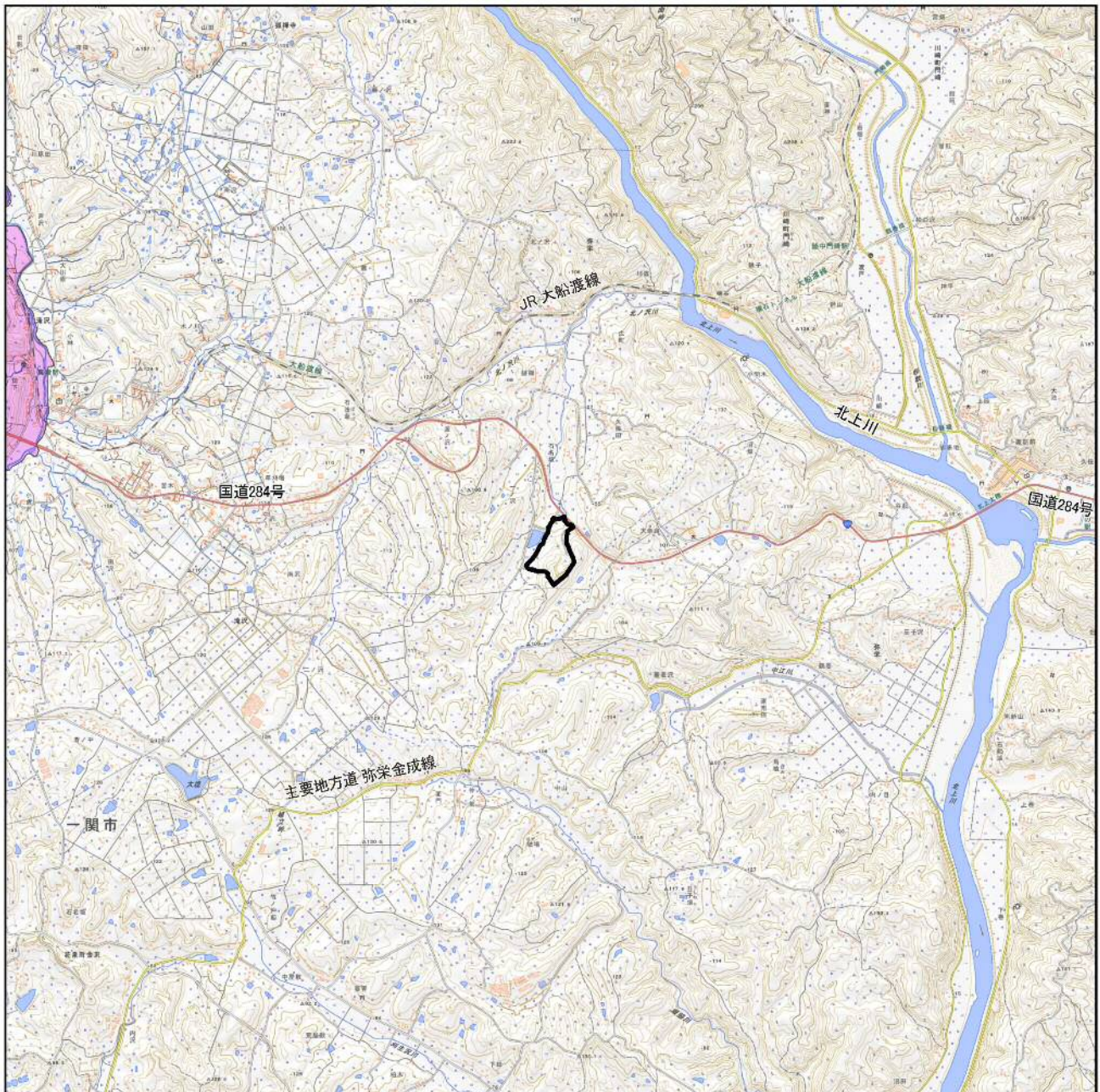


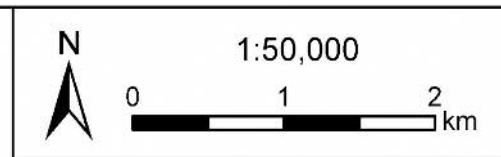


図 3.2-4 用途地域の指定状況

凡例

-  対象事業実施区域
-  都市計画区域(用途未設定)



出典等：「一関市公開型地理情報システム いちのせきeマップ 都市計画情報」

(一関市 HP、閲覧:令和 5 年 8 月)より作成

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には湖沼は分布していないが、河川・農業用ため池が分布し、農業用水として利用されている。

対象事業実施区域及びその周囲の河川・農業用ため池の分布状況を図 3.2-5 に示す。

2) 地下水の利用状況

一関市における地下水を水源とする浄水場を表 3.2-8 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には、北東約 2 km に小間木浄水場が位置している。

小間木浄水場の位置を図 3.2-6 に示す。

表 3.2-8 浄水場の概要（令和 4 年度）

地区名	浄水場名	原水の種類	計画浄水量 (m ³ /日)
一関地域	前堀	地下水	3,175
	板川	地下水・表流水	1,030
	小間木	地下水	796
	番台	地下水	320
花泉地域	大森	地下水	7170
	汁足	地下水	83
大東地域	八幡館	地下水・湧水	471
	摺沢	地下水	942
	渋民	地下水	810
	摺沢第2	地下水	54
	猿沢	地下水	472
千厩地域	上巻	地下水	3,702
	一ノ坪	地下水	1,040
東山地域	本町	地下水	1,570
	束稲	地下水	87
室根地域	勢返	地下水	385
藤沢地域	三本松	地下水	1,828
	古川	地下水	58
	二日町	地下水	779
	箕ノ輪	地下水	532
	深萱	地下水	482

出典等：「令和 4 年度 一関市水質検査計画」（一関市 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

3) 海域の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には、海域は分布しない。

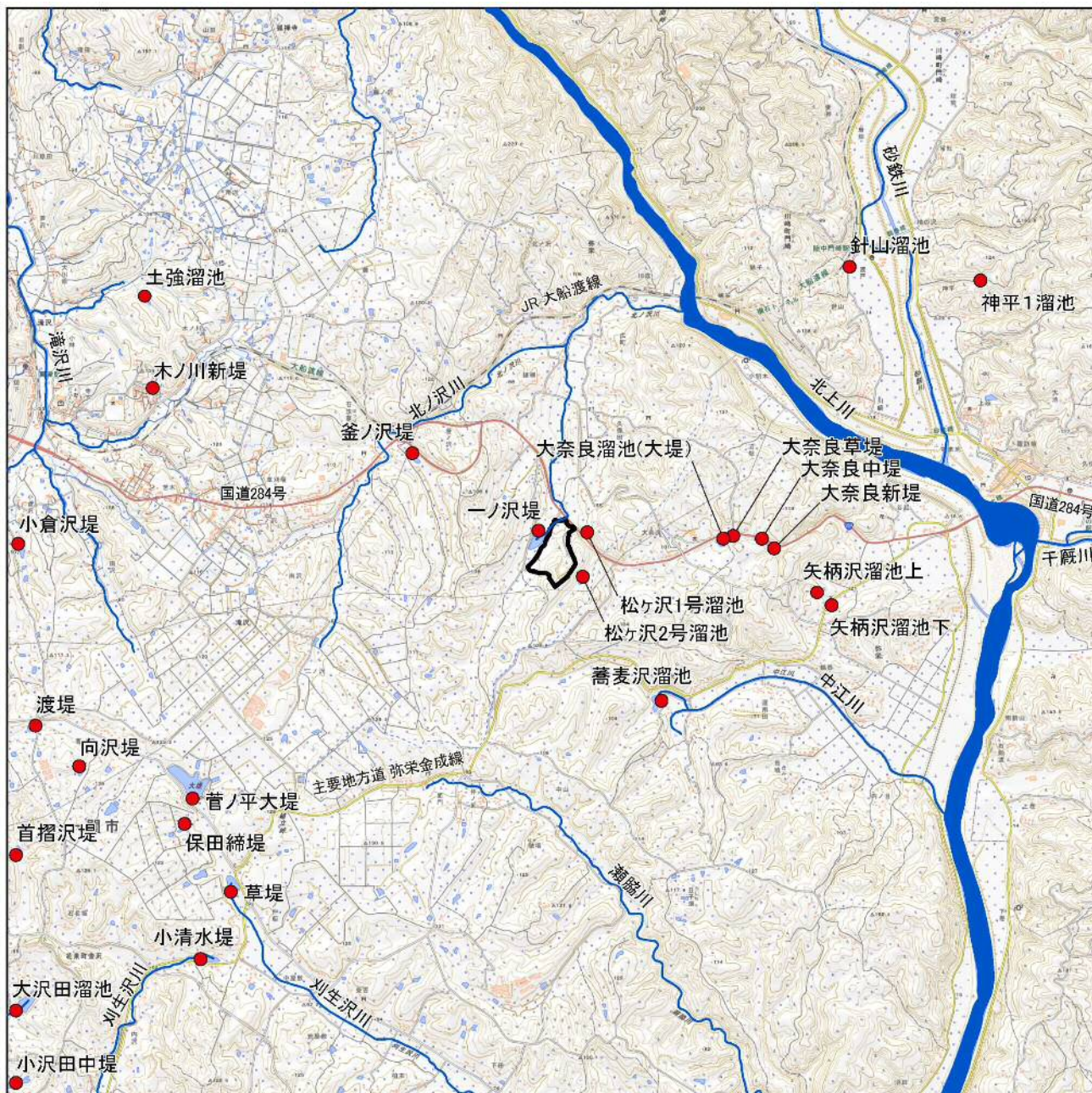


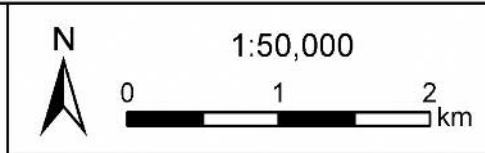


図 3.2-5 河川及び農業用ため池の分布状況

凡例

-  対象事業実施区域
-  農業用ため池



出典等：「農業用ため池データベース（令和5年3月版）」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

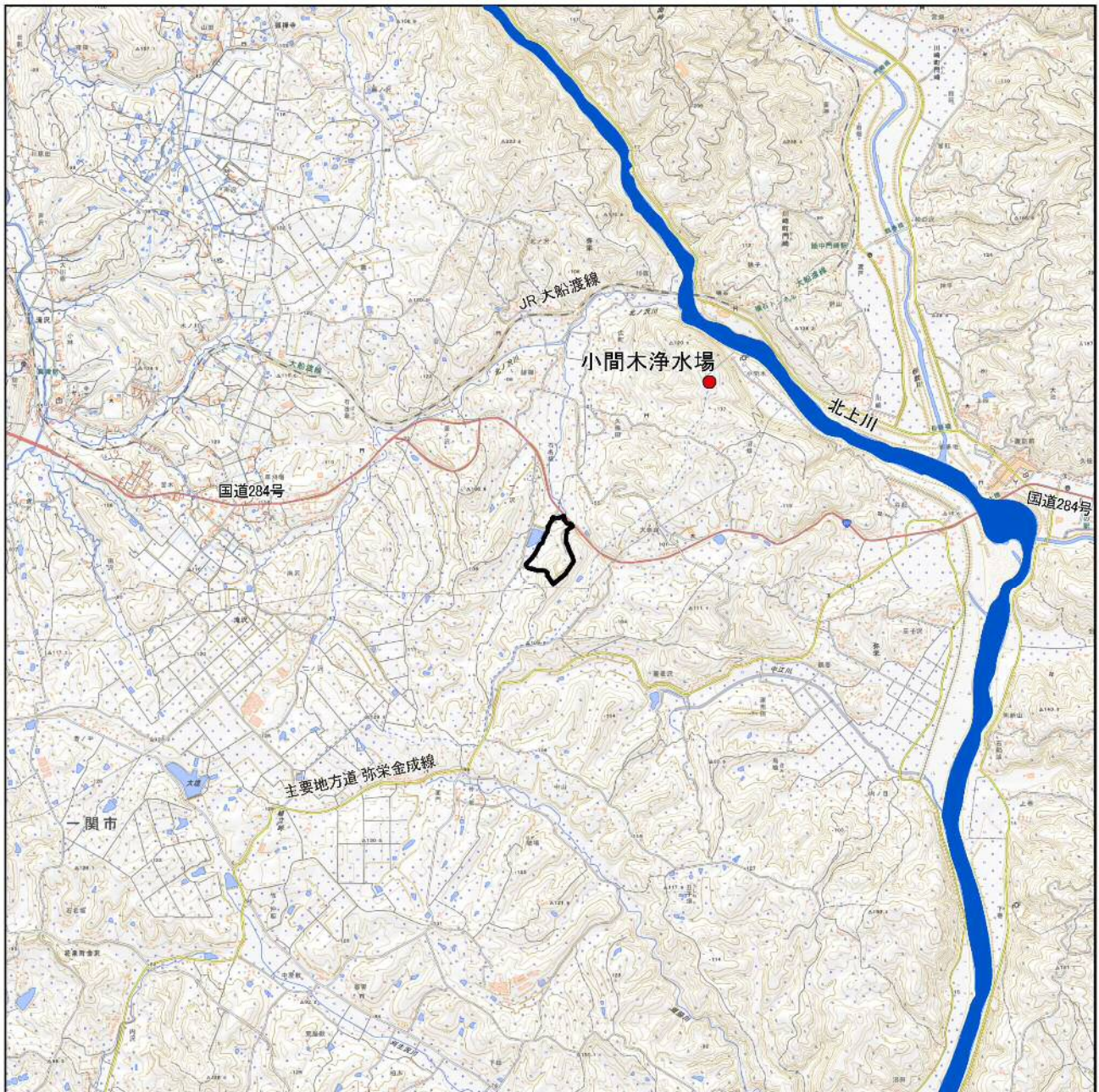


図 3.2-6 小間木浄水場の位置

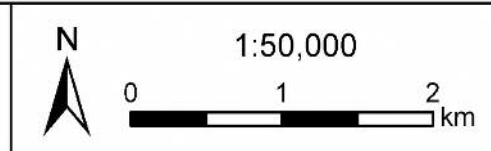
凡例



対象事業実施区域



地下水を水源とする浄水場(小間木浄水場)



出典等：「簡易水道事業と統合した水道事業の現状と課題」（一関市HP、閲覧：令和5年8月）より作成

4) 漁業による利用状況

対象事業実施区域及びその周囲では、砂鉄川に砂鉄川漁業協同組合により漁業権が設定されている。漁業権の設定状況を表 3.2-9 及び図 3.2-7 に示す。

表 3.2-9 漁業権の設定状況

漁業権番号	免許漁協名	漁場の区域	対象魚
内共 34 号	砂鉄川	一関市川崎町薄衣砂鉄橋上流端の線から上流の砂鉄川本流及びその支流の区域（山口川砂防えん堤から上流の区域を除く。）	アユ、ヤマメ、サクラマス、イワナ、ウナギ、ウグイ、コイ、カジカ、モクズガニ

出典等：「第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則」（岩手県 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

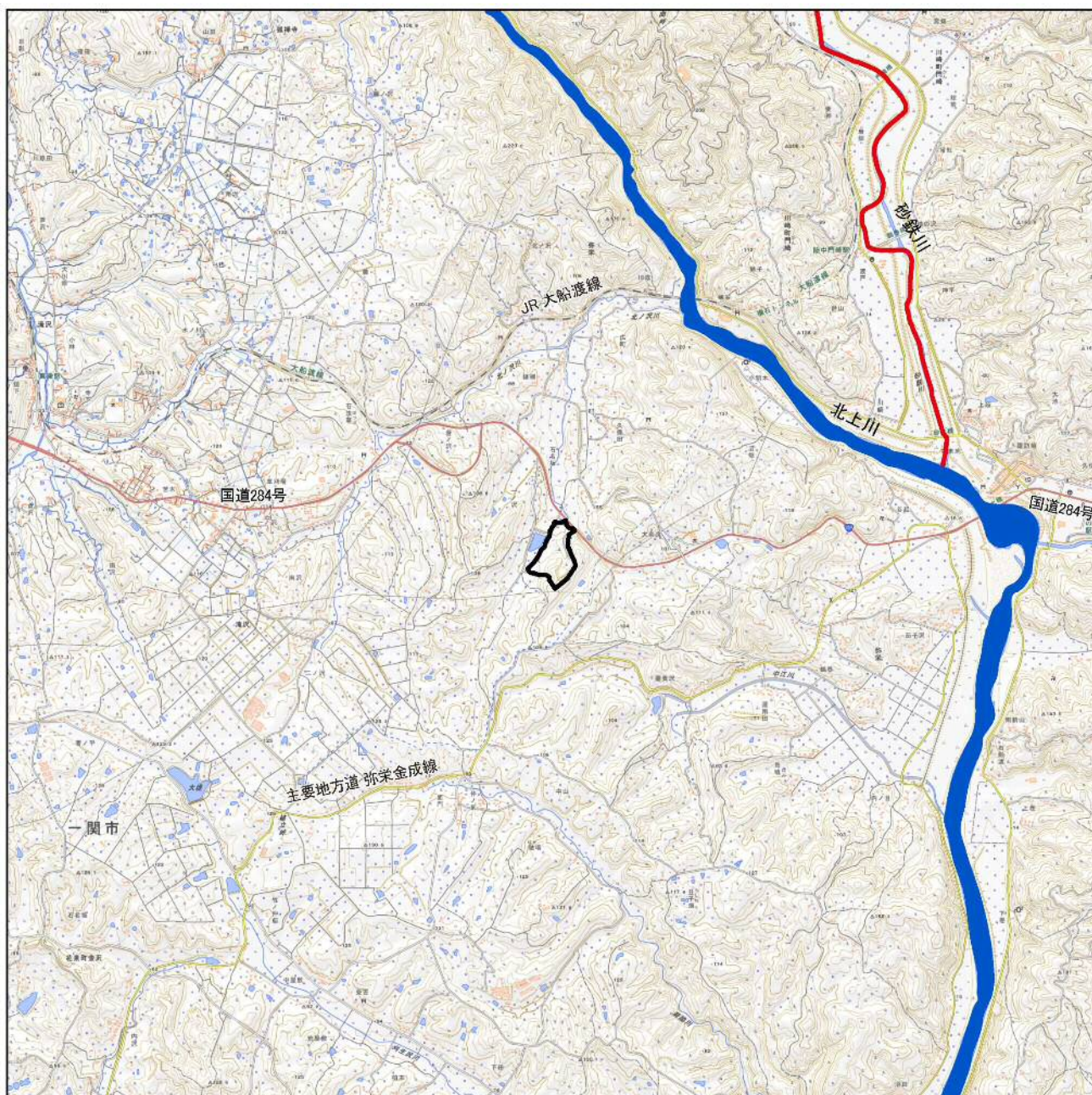


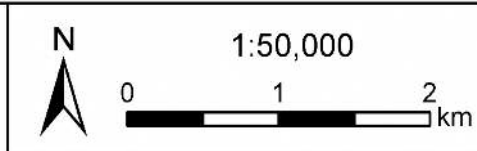


図 3.2-7 漁業権の設定状況

凡例

-  対象事業実施区域
-  漁業権の設定河川



出典等：「第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則 漁業権設定河川の地図」

(岩手県 HP、閲覧：令和 5 年 8 月)より作成

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路及び鉄道の状況を図 3.2-8 に、交通量調査結果を表 3.2-10 に示す。

道路は、対象事業実施区域の北部に一般国道 284 号が東西に走っている。

一般国道 284 号には、南から主要地方道弥栄金成線、一般県道東和薄衣線、一般県道白崖弥栄線が接続している。

鉄道は、対象事業実施区域の北部に JR 大船渡線が通っており、最寄りの駅は「真滝駅」及び「陸中門崎駅」となっている。

表 3.2-10 主要な交通量の状況（令和 3 年度）

路線名	観測区間（起点）	昼間 12 時間*1 自動車交通量（台）			24 時間*2 自動車交通量（台）		
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
一般国道 284 号	一関市川崎町薄衣	10,877	1,209	12,086	13,273	1,835	15,108
	一関市真滝字清水尻	7,208	508	7,716	8,534	9,57	9,491
主要地方道 弥栄金成線	一関市弥栄字茄子沢	1,475	393	1,868	1,704	519	2,223
一般県道 薄衣舞川線	一関市川崎町門崎 字横石	2,100	592	2,692	2,507	777	3,284
一般県道 東和薄衣線	一関市川崎町畑の沢	744	553	1,297	889	590	1,479
一般県道 東山薄衣線	一関市東山町松川	1,631	195	1,826	1,906	322	2,228
一般県道 白崖弥栄線	一関市弥栄字茄子沢	258	14	272	308	29	337

*1. 12 時間：7 時～19 時

*2. 24 時間：7 時～翌 7 時

出典等：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」

（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）

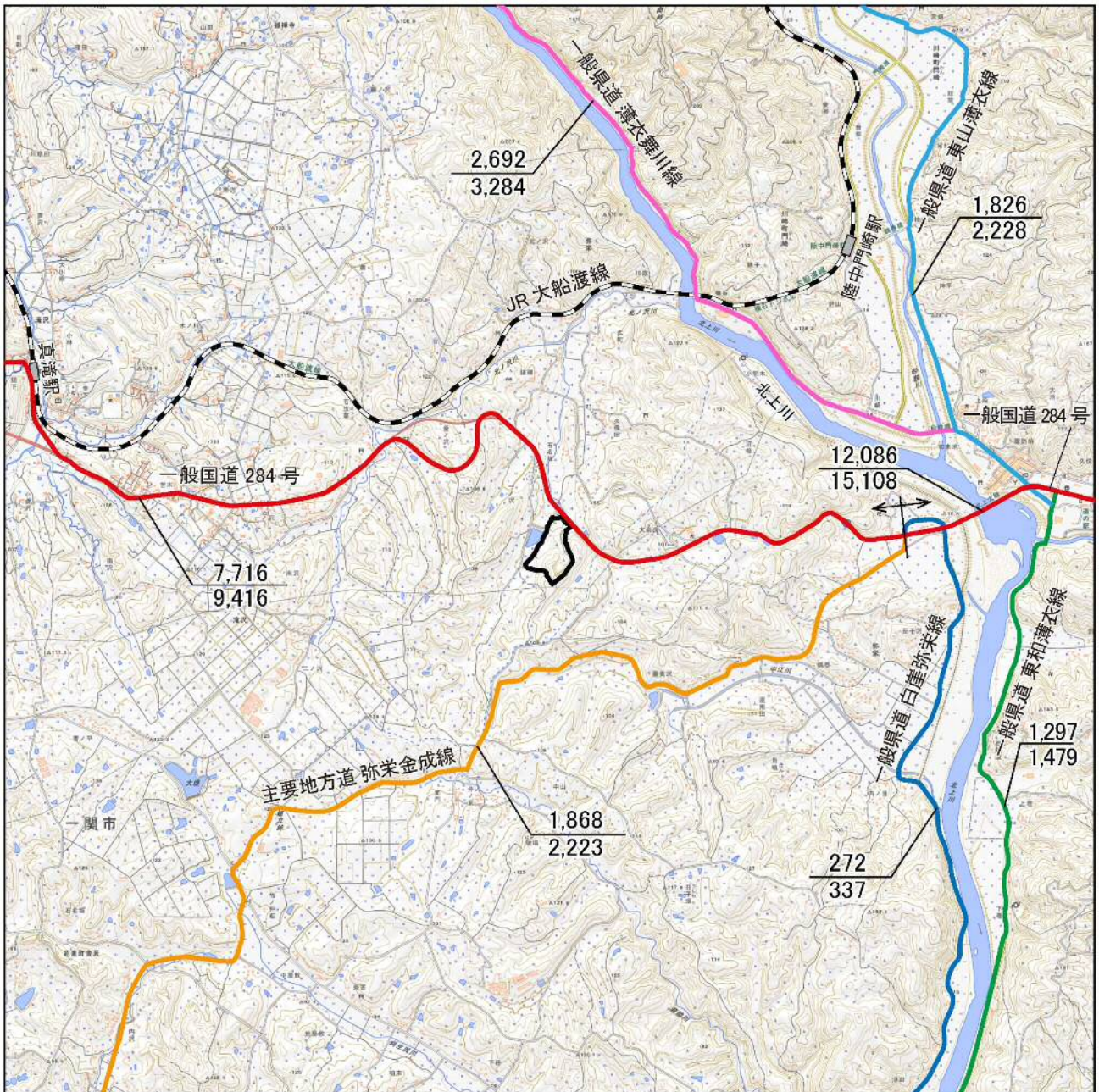


図 3.2-8 主要な道路及び鉄道の状況

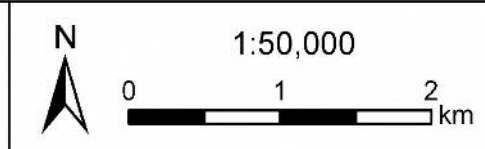
凡例



対象事業実施区域

- 一般国道284号
- 主要地方道 弥栄金成線
- 一般県道 薄衣舞川線
- 一般県道 東和薄衣線
- 一般県道 東山薄衣線
- 一般県道 白崖弥栄線

--- 鉄道(JR大船渡線)



12時間交通量
24時間交通量

※ 図中の数字は上段が12時間交通量、下段が24時間交通量を示す。

出典等：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果(可視化ツール)」

(国土交通省HP、閲覧：令和5年8月)より作成

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲における施設の一覧を表 3.2-11 に、施設の配置状況を図 3.2-9 に示す。

表 3.2-11 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区分		名称	所在地	対象事業実施区域からの距離
学校	小学校	滝沢小学校	滝沢字寺下 46	約 3,600m
		弥栄小学校	弥栄字大奈良 33-4	約 900m
	中学校	川崎中学校	川崎町薄衣字上段 1	約 3,200m
医療機関		かわさき歯科診療所	川崎町薄衣町裏 5-1	約 3,700m
福祉施設	認可保育所	川崎保育園	川崎町薄衣字上段 46	約 3,300m
	介護老人福祉施設等	特別養護老人ホーム 明生園	滝沢字寺下 2-1	約 3,900m
	生活介護 (障がい福祉)	うららか	弥栄字茄子沢 236-1	約 2,100m
	地域活動支援センター (障がい福祉)	工房てんとう虫	川崎町薄衣諏訪前 97	約 3,500m

出典等：「小学校・中学校・幼稚園」、「保育所・こども園・児童館」、「障がい福祉サービスのご案内～2020～」(一関市 HP)、「一関地区広域行政組合管内 介護サービス事業所等一覧」(一関地区広域行政組合 HP)、「国土数値情報(医療機関データ)」(国土交通省 HP)、(閲覧：令和 5 年 8 月)より作成

2) 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の施設の配置の状況を図 3.2-10 に示す。対象事業実施区域内には住居等は存在していない。

なお、対象事業実施区域に最も近い住居は、西側約 120 m に立地している。

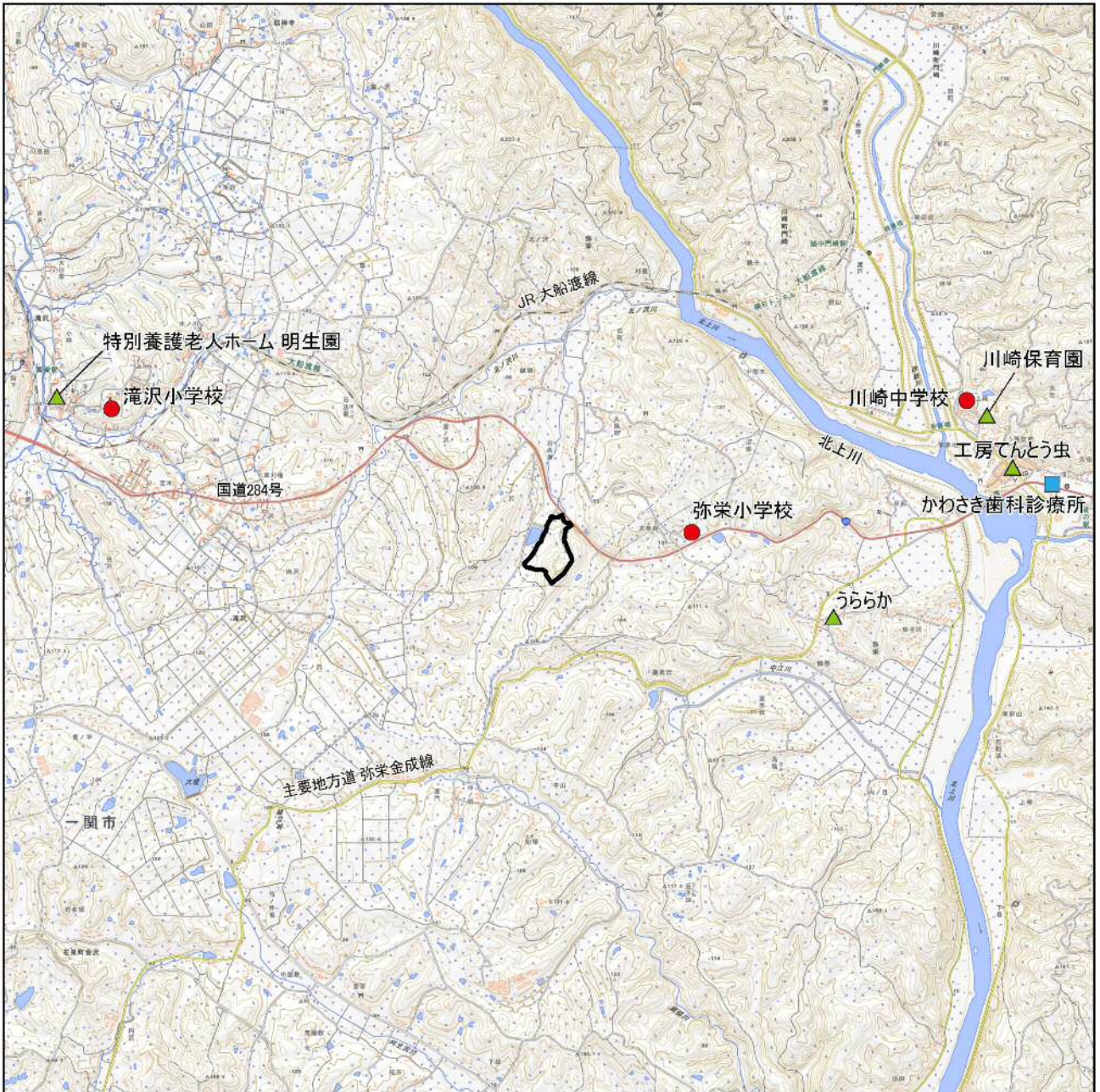




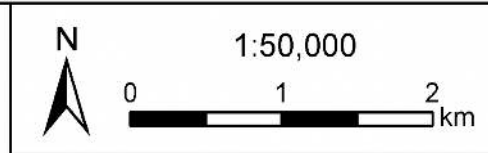


図 3.2-9 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

凡例

-  対象事業実施区域
-  学校
-  医療機関
-  福祉施設



出典等：「小学校・中学校・幼稚園」、「保育所・こども園・児童館」、「障がい福祉サービスのご案内～2023～」(一関市 HP)、「一関地区広域行政組合管内 介護サービス事業所等一覧」(一関地区広域行政組合 HP)、「国土数値情報(医療機関データ)」(国土交通省 HP)、(閲覧:令和5年8月)より作成

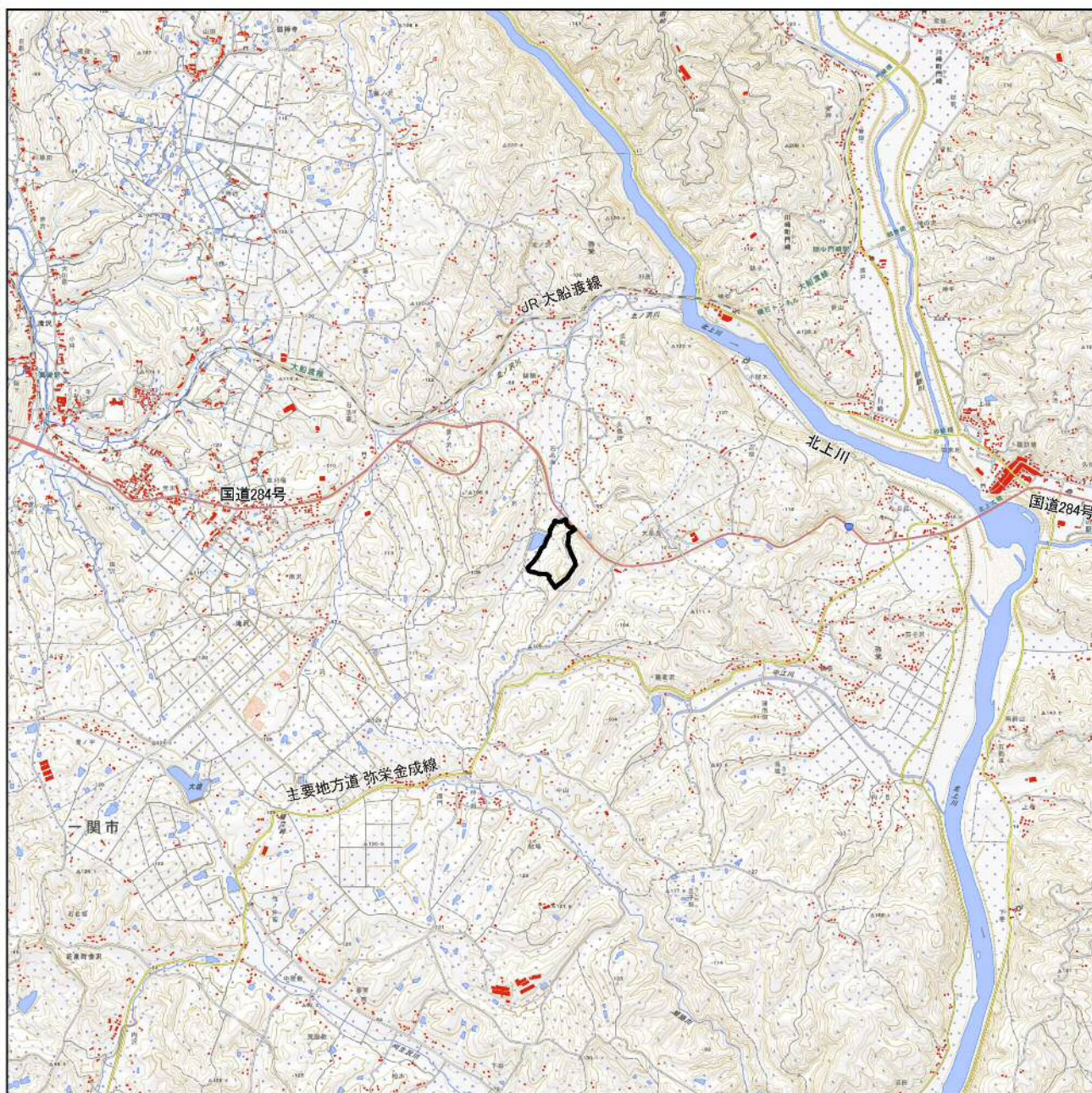



図 3.2-10 住宅の配置の概況

凡例

 対象事業実施区域

 住宅



1:50,000

0 1 2 km

出典等：「基盤地図情報ダウンロードサービス(建築物の外周線)」(国土交通省 HP、閲覧:令和5年8月)より作成

3.2.6 下水道の整備状況

一関市の令和4年度における下水道の整備状況を表3.2-12(1)に示す。

対象事業実施区域の位置する一関市の処理人口普及率は42.9%、水洗化率は37.1%となっている。

なお、一関市の令和4年度における下水道以外の汚水処理施設の整備状況を表3.2-12(2)に示す。

表 3.2-12(1) 下水道の整備状況（令和4年度）

市町村名	住民基本 台帳人口*1 [A]	処理普及人口*2 [B]	水洗化人口*2 [C]	処理人口 普及率 [B]/[A]×100	水洗化率 [C]/[A]×100
一関市	108,587人	46,605人	40,327人	42.9%	37.1%

*1. 住民基本台帳人口は、令和5年3月31日現在値を示す。

*2. 処理普及人口と水洗化人口は、2022年度末（令和4年度末）を示す。

出典等：「令和4年度末 水洗化人口割合〔市町村別〕」、「令和4年度末 汚水処理人口普及状況〔市町村別〕」、「1999年から2022年 汚水処理普及人口」、「1999年から2022年 汚水処理人口普及率」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

表 3.2-12(2) 下水道以外の汚水処理施設の整備状況（令和4年度）

施設区分	住民基本 台帳人口*1 [A]	処理普及 人口*2 [B]	水洗化人口*2 [C]	処理人口 普及率 [B]/[A]×100	水洗化率 [C]/[A]×100
農業集落排水施設	108,587人	3,561人	2,950人	3.3%	2.7%
コミュニティプラント		0人	0人	-	-
浄化槽		27,812人	30,153人	25.6%	27.8%

*1. 住民基本台帳人口は、令和5年3月31日現在値を示す。

*2. 処理普及人口と水洗化人口は、2022年度末（令和4年度末）を示す。

出典等：「令和4年度末 水洗化人口割合〔市町村別〕」、「令和4年度末 汚水処理人口普及状況〔市町村別〕」、「1999年から2022年 汚水処理普及人口」、「1999年から2022年 汚水処理人口普及率」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

3.2.7 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

1) 公害関係法令等

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく環境基準、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」(平成13年12月21日 岩手県条例第71号(以下「生活環境保全条例」という。))に基づく規制基準等^{*1}がある。

公害防止関係の主な法令等と対象事業との関連性の有無を表3.2-13に示す。

表3.2-13 公害防止関係の主な法令等

区分	法令名	定められている事項	事業との関連性	
大気汚染	環境基本法	環境基準	有	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、規制基準	有	
	大気汚染防止法	規制地域、排出基準(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素)	有	
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	規制基準	無	
騒音	環境基本法	環境基準	有	
	騒音規制法	規制地域 規制基準(特定工場等、特定建設作業)	無	
		自動車騒音の要請限度	有	
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	規制地域 規制基準(騒音関係施設、特定建設作業)	無		
振動	振動規制法	規制地域 規制基準(特定工場等、特定建設作業) 自動車振動の要請限度	無	
悪臭	悪臭防止法	規制地域、規制基準(敷地境界線、排出口、排出水中)	無	
水質	環境基本法	公共用水域水質	環境基準	有
		地下水水質	環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準	有	
	水質汚濁防止法	排水基準	無	
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	排水基準(上乘せ基準 ^{*1})	無	
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	排水基準	無		
底質	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	有	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	有	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	有	
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	無	
	土壌汚染対策法	指定区域、届出	無	

*1. 上乘せ基準: 水質汚濁に係る各種の排水については、それぞれ国の規制基準が定められているが、都道府県は特定の地域について、その自然的・社会的条件からの判断に基づき、これより厳しい基準を条例で定めることができる。

※1 規制基準等: 法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

(1) 大気汚染

① 環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）に基づき設定された大気汚染に係る環境基準を表 3.2-14～表 3.2-17 に示す。

環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 物質について設定されている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表 3.2-14 大気汚染物質に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質*1	二酸化窒素	光化学オキシダント*2
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。

*1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

*2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

注 1) 1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

出典等：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号、昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）

表 3.2-15 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

出典等：「ベンゼン等に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号、平成 13 年 4 月 20 日 環境省告示第 30 号、平成 30 年 11 月 19 日 環境省告示第 100 号）

表 3.2-16 大気質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 基準値は、年間平均値とする。

出典等：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表 3.2-17 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 ^{*1}	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

*1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典等：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

② 規制基準

工場や事業場から排出される大気汚染物質は、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「生活環境保全条例」により規制されている。

a 大気汚染防止法による排出基準

「大気汚染防止法」では、大気汚染物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、規制対象物質には硫黄酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム、塩素、塩化水素、ふっ素、鉛、窒素酸化物など)が指定されている。対象事業で整備するごみ処理施設は、同法のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、表 3.2-18に示す基準が適用される。

表 3.2-18 大気汚染防止法に基づく規制基準(廃棄物焼却炉)

物質	排出基準	処理能力
硫黄酸化物	K値 ^{*1} 17.5	—
ばいじん	0.08 g/m ³ _N	焼却能力が1時間当たり2,000 kg以上4,000 kg未満
窒素酸化物	250 ppm	—
塩化水素	700 mg/m ³ _N (430 ppm)	—
水銀	30 μg/m ³ _N	—

*1. K 値:大気汚染防止法に基づく固定発生源の硫黄酸化物排出規制における規制式に用いられている値。煙突からの大気中での拡散を考慮して、地上への影響に着目して排出量を規制するという考え方に基づく。煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。

出典等：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚生省・通商産業省令第1号）

b ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設の排出ガスに関して、規制基準が定められている。対象事業で整備するごみ処理施設は、同法の特定施設(廃棄物焼却炉)に該当し、表 3.2-19 に示す規制基準が適用される。

表 3.2-19 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準(廃棄物焼却炉)

物質	排出基準	処理能力
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m ³ *1	焼却能力が1時間当たり2,000 kg以上4,000 kg未満

*1. ng-TEQ/m³: 単位の「ng(ナノグラム)」は10億分の1gを意味し、「TEQ」は測定されたダイオキシン類を示す。「m³」は排出ガス量などの堆積を表す単位で、温度0℃、1気圧に換算した気体の体積である。

出典等: 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成11年12月27日 政令第433号)

c 生活環境保全条例による規制対象施設

「生活環境保全条例」では、表 3.2-20 に示すばい煙発生施設、表 3.2-21 に示す粉じん発生施設を規制対象としているが、対象事業は該当しない。

表 3.2-20 生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設

番号	施設名	規模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり150キログラム以上(廃油焼却炉にあつては1時間当たり50キログラム以上)200キログラム未満であること。
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であること。

出典等: 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第1」
(平成13年12月21日 規則第140号)

表 3.2-21 生活環境保全条例に基づく粉じん発生施設

番号	施設名	規模
1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)、土石、チップ又は木くずの堆積場	面積が鉱物又は土石にあつては500平方メートル以上1,000平方メートル未満、チップ又は木くずにあつては500平方メートル以上であること。
2	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が37.5キロワット以上75キロワット未満であること。
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
4	動力打綿機及び動力混打綿機	すべてのもの
5	木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉砕施設(家具製造の用に供するものを除く。)	原動機の定格出力が切断施設、研削施設又は研摩施設にあつては2.25キロワット以上、粉砕施設にあつては7.5キロワット以上であること。

出典等: 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第2」
(平成13年12月21日 規則第140号)

(2) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく地域の類型区分ごとの環境基準を表 3.2-22 に、道路に面する地域の騒音に係る環境基準を表 3.2-23 に、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値を表 3.1-24 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲は、類型区分に指定された地域に該当しない。

表 3.2-22 騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	特に静穏を要する地域
A	55dB 以下	45dB 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
B			第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典等：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

（平成24年3月30日 岩手県告示第246号）

表 3.2-23 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

注1) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典等：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

（平成24年3月30日 岩手県告示第246号）

表 3.2-24 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~6:00)
70dB 以下	65dB 以下

注1) 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては、40dB以下）によることができる。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間は、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路を指す。

出典等：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」

（平成24年3月30日 岩手県告示第246号）

② 規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日 法律第98号)では、住民の生活環境を保全する地域を知事が指定し、指定地域内の工場・事業場と建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車から発生する騒音についての許容限度を定めている。

また、「生活環境保全条例」では、「騒音規制法」の規制対象外の7種10施設に対し必要な規制を行っている。

a 騒音規制法による規制基準等

a) 特定工場の規制基準

「騒音規制法」に規定される特定施設を表 3.2-25 に、特定施設を設置する特定工場等における規制基準を表 3.2-26 に示す。

対象事業実施区域は、区域指定されていない。

表 3.2-25 騒音規制法に基づく特定施設の種類

番号	特定施設の種類
1	金属加工機械 イ. 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。) ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシーン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。) ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ. 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) ヘ. せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。) ト. 鍛造機 チ. ワイヤフォーミングマシン リ. プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ. タンブラー ル. 切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m以上のものに限る) ロ. アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
7	木材加工機械 イ. ドラムバッカー ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。) ハ. 碎木機 ニ. 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。) ホ. 丸のご盤(帯のご盤と同じ) ヘ. かな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典等:「工場、事業場から発生する騒音・振動の規制」(昭和43年 政令第324号)

表 3.2-26 特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 (6:00～ 8:00)	昼間 (8:00～ 18:00)	夕 (18:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50 dB	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 dB	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	工業地域	65 dB	70 dB	65 dB	55 dB

注1) 下記施設敷地の周囲 50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から 5dB を減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典等：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準」（平成14年3月26日 岩手県告示第306号）

「騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和48年3月30日 岩手県告示第422号）

b) 特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に規定される特定建設作業の種類を表 3.2-27 に、特定建設作業に係る規制基準を表 3.2-28 に示す。

対象事業実施区域は、地域指定されていない。

表 3.2-27 騒音規制法に基づく特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜き機又はくい打くい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のもに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のもに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のもに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のもに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音の発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のもに限る。）を使用する作業。

注 1) 当該作業は、その作業を開始した日に終わるものを除く。
出典等：「騒音規制法施行令別表第二」（昭和 43 年 政令第 324 号）

表 3.2-28 特定建設作業に係る騒音の規制基準

地域の区分	指定地域	基準値	夜間作業禁止時間	1 日の作業限度時間	連続作業限度時間	作業禁止日
第 1 号区域	第 1 種区域 第 2 種区域 第 3 種区域 第 4 種区域の一部	85db	19 時～ 翌日 7 時	10 時間	6 日	日曜日 その他の休日
	第 2 号区域		指定区域のうち、 上に掲げる区域以外の区域			

注 1) 上表における第 1 種区域～第 4 種区域の区分は、表 3.2-27 におけるあてはめ地域と同様である。
注 2) 第 4 種区域の一部とは、工業地域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内
注 3) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
注 4) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記限度時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
注 5) 作業禁止時間、1 日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。
出典等：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件別表第 1 号に該当する区域の指定」（昭和 48 年 岩手県告示第 424 号）

c) 自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に規定される自動車騒音における要請限度を表 3.2-29 に示す。
対象事業実施区域及び周囲は、区域区分に指定された地域に該当しない。

表 3.2-29 自動車騒音の要請限度

区域の区分		車線数	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)
区域	基本的なあてはめ地域			
a 区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1車線	65dB以下	55dB以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	2車線以上	70dB以下	65dB以下
b 区域	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域	1車線	65dB以下	55dB以下
	準住居地域	2車線以上	75dB以下	70dB以下
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75dB以下	70dB以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般道路 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	75dB以下	70dB以下

出典等：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年 総理府令第15号)

「騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の区域」(平成12年3月14日 岩手県告示第214号)

b 生活環境保全条例による規制基準等

「生活環境保全条例」に規定される騒音発生施設を表 3.2-30 に示す。規制基準は、前出の表 3.2-26 に示すとおりである。

対象事業では、対象となる施設は設置しない。

表 3.2-30 条例に基づく騒音発生施設

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤（ベルト駆動式のものであること。）	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満であること。
4	木材加工機械 (1) チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満であること。
	(2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満であること。
	(3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。
	(4) かな盤	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上 2.25 キロワット未満であること。
5	冷凍機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が 1 時間当たり 50 リットル以上であること。

出典等：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第 4」
(平成 13 年 12 月 21 日 規則第 140 号)

(3) 振動

① 規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)では、住民の生活環境を保全する地域を知事が指定し、指定地域内の工場・事業場と建設工事に伴って発生する振動を規制するとともに、自動車から発生する振動についての許容限度を定めている。

a 特定工場等の規制基準等

「振動規制法」に規定されている特定施設の種別を表3.2-31に、特定施設を設置する特定工場等の規制基準を表3.2-32に示す。

対象事業実施区域は、地域指定されていない。

表 3.2-31 振動規制法に規定する特定施設の種別

番号	特定施設の種別
1	金属加工機械 イ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ロ. 機械プレス ハ. せん断機 (原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。) ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
2	圧縮機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
7	印刷機械 (原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

出典等：「振動規制法施行令別表第1」(昭和51年10月22日政令第280号)

表 3.2-32 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分		昼間 (7:00~20:00)	夜間 (20:00~7:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域、田園住居地域	60 dB	55 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	65 dB	60 dB

注1) 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。

注2) 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典等：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年11月10日 環境庁告示第90号)

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」

(昭和53年3月10日 岩手県告示第335号)

b 特定建設作業の規制基準等

「振動規制法」に規定される特定建設作業の種類を表 3.2-33 に、特定建設作業における規制基準を表 3.2-34 に示す。

対象事業実施区域は、地域指定されていない。

表 3.2-33 振動規制法に基づく特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい打機（油圧式くい打機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打機を除く。）を使用する作業
2	剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典等：「振動規制法施行令別表第2」（昭和51年10月22日 政令第280号）

表 3.2-34 特定建設作業に係る振動の規制基準

地域の区分	指定地域	基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業限度時間	作業禁止日
第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域 (2)第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3)近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4)工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内	75dB	19時～翌日7時	10時間	6日	日曜日その他の休日
第2号区域	指定区域のうち、上に掲げる区域以外の区域		22時～翌日6時	14時間		

注1) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1日の作業時間を上記限度時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注3) 作業禁止時間、1日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

出典等：「振動規制法施行規則別表第1」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」（昭和53年3月10日 岩手県告示第335号）

c 道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表3.2-35に示す。

対象事業実施区域及び周囲は、地域指定されていない。

表 3.2-35 道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

出典等：「振動規制法施行規則別表第2」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

「振動規制法の規定による地域及び規制基準等」（昭和53年3月10日 岩手県告示第335号）

(4) 悪臭

① 規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界上における濃度、排出口における排出量、排出水中における濃度について定められている。

令和5年8月現在、岩手県では9市町について規制地域が指定されているが、一関市は指定地域となっていない。

a 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準を表3.2-36に示す。

表 3.2-36 敷地境界線上における悪臭物質の規制基準

	悪臭物質名	規制基準 (ppm)	
		規制地域のうち 工業地域及び工業専用地域	規制地域のうち工業地域及 び工業専用地域以外の地域
1	アンモニア	2ppm	1ppm
2	メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
3	硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
4	硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
5	二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
6	トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
7	アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
12	イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
13	イソブタノール	4ppm	0.9ppm
14	酢酸エチル	7ppm	3ppm
15	メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
16	トルエン	30ppm	10ppm
17	スチレン	0.8ppm	0.4ppm
18	キシレン	2ppm	1ppm
19	プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
20	ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
21	ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
22	イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm
	臭気指数	15	12

出典等：「悪臭防止法施行規則別表第1」(昭和47年5月30日 総理府令第39号)

「悪臭防止法の規定による規制地域及び規制基準」(平成24年3月30日 岩手県告示第422号)

b 排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は除く。）の規制基準は、次式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量となる。

通常は敷地境界線上における規制基準のみに適用されるが、悪臭物質濃度が最も高くなる地点が敷地境界線以遠にある場合には、排出口における規制基準が適用される。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここにおいて、 q ：流量 (Nm³/時)

He ：補正された排出口の高さ (m)

Cm ：当該事業場の敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

ただし、 He が5m未満となる場合については、この式は適用されない。

c 排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度が適用される。

$$CLm = k \times Cm$$

ここにおいて、 CLm ：排出水中の濃度 (mg/L)

k ：表 3.2-37に示す値

Cm ：敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

表 3.2-37 排出水中の悪臭物質に係る k の値

悪臭物質名	流量 Q (m ³ /秒)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

注1) メチルメルカプタンについては、0.002 mg/Lを規制基準の下限とする。

注2) 流量 (Q) は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m³/秒) を表す。

出典等：「悪臭防止法施行規則別表第1」(昭和47年5月30日 総理府令第39号)

「環境関連法便覧 令和4年3月 第6章 悪臭防止法関係」(岩手県HP、閲覧：令和5年8月)より作成

(5) 水質汚濁

① 環境基準

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準が設定されている。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準についても、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-38 に示すとおりであり、公共用水域及び地下水について一律に定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。河川の環境基準を表 3.2-39 に示す。

ダイオキシン類に関する環境基準は、表 3.2-40 に示すとおりであり、公共用水域について一律に定められている。

対象事業実施区域の周囲を流れる河川には、図 3.2-11 に示すとおり北上川及び砂鉄川にA類型、千厩川にC類型の類型指定があてはめられている。また、北上川、砂鉄川、千厩川には、水生生物の生息環境の適用性の生物A類型があてはめられている。

表 3.2-38 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域、地下水）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

表 3.2-39(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる）。						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 3.2-39(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。

出典等：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、平成 31 年 3 月 20 日最終改定 環境省告示第 46 号）

表 3.2-40 水質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典等：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

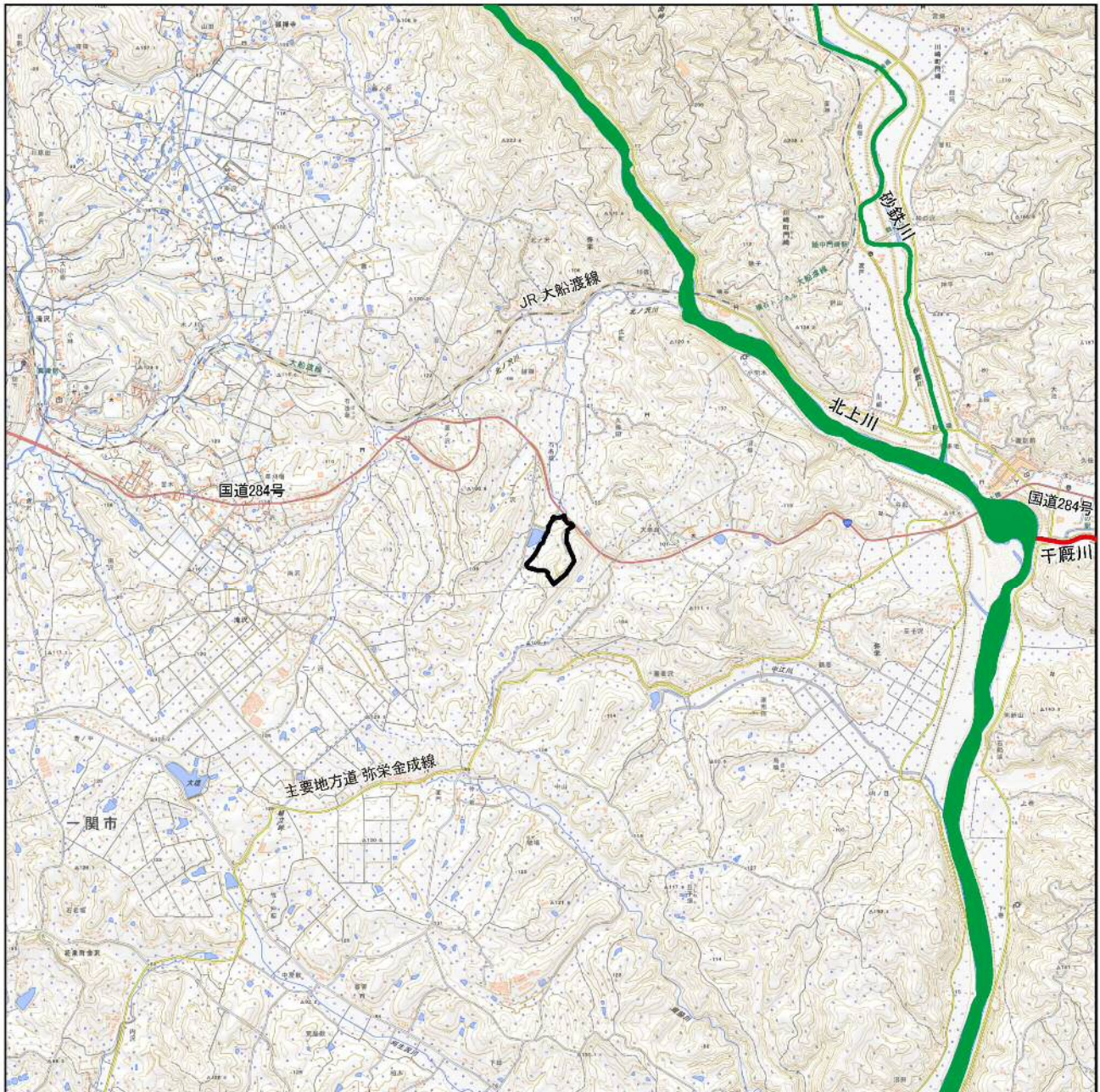



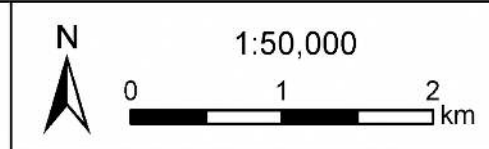


図 3.2-11 水域に係る環境基準の類型区分

凡例

-  対象事業実施区域
-  A類型
-  C類型



出典等: 「令和5年度公共用水域水質測定計画」(岩手県HP)、「国土数値情報(河川データ)」(国土地理院HP)、
(閲覧: 令和5年8月)より作成

② 規制基準

工場や事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）、「生活環境保全条例」、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 岩手県条例第 31 号）により規制されている。

なお、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のため「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日 法律第 61 号）に基づき指定湖沼が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲では、同法に基づく湖沼の指定はない。

a 水質汚濁防止法による規制基準

「水質汚濁防止法」では、全ての工場・事業場に適用される有害物質に係る排水基準、排水量が 50 m³/日以上の特定期間内に適用される生活環境項目に関する排水基準が定められている。

有害物質に係る排水基準を表 3.2-41 に、生活環境項目に係る排水基準を表 3.2-42 に示す。

表 3.2-41 有害物質に係る排水基準

一律排水基準		許容限度
種類又は項目		
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L
	その他	10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	15mg/L
	その他	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注 1) 「検出されないこと」とは、府令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典等：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号）

表 3.2-42 生活環境項目に係る排水基準

一律排水基準			
種類又は項目		許容限度	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	海域	5.0~9.0
		その他	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
	化学的酸素要求量(COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
	浮遊物質(SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(油分)	鉱油類含有量	5 mg/L
		動植物油脂類含有量	30 mg/L
	フェノール類含有量		5 mg/L
	銅含有量		3 mg/L
	亜鉛含有量		2 mg/L
	溶解性鉄含有量		10 mg/L
	溶解性マンガン含有量		10 mg/L
	クロム含有量		2 mg/L
	大腸菌群数		日平均 3,000 個/cm ³
	窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
	りん含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

- 注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 注2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 注3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 注4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 注5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 注6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 注7) 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- * 「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼）
 * 「環境大臣が定める海域」=平5環告67（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）
- 注8) 許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。
- 出典等：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

b 生活環境保全条例による規制基準

「生活環境保全条例」では、「湿式集じん施設」又は「廃ガス洗浄施設」を汚水等排出施設として指定し、排水基準が定められているが、対象事業では、汚水等排出施設は設置しない。排水基準は、前出の表 3.2-41、表 3.2-42 と同様である。

c 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例による排水基準

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、「水質汚濁防止法」で定められている排出基準より厳しい基準を設定しているが、対象事業実施区域及びその周囲の水域は対象外である。

岩手県内では、新井田川河口水域、釜石湾水域に設定されている。

(6) 底質

① 環境基準

水底の底質については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき表 3.2-43 に示すダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

表 3.2-43 底質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典等：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

(7) 土壌汚染

① 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき全国一律に定められている。

「環境基本法」に基づく環境基準を表 3.2-44 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準を表 3.2-45 に示す。

表 3.2-44 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

注 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 4) 有機リン(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典等：「土壌の汚染に係る環境基準」(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)

表 3.2-45 ダイオキシン類に係る土壌の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典等：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

② 規制基準

土壌汚染対策に関する規制は、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日 法律第53号)及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第139号)により、地域指定等の措置が取られている。

a 土壌汚染対策法による規制

「土壌汚染対策法」では、土壌が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、その情報を公開することが定められている。指定区域の要件を表3.2-46に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された地域はない。

b 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による規制

岩手県には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく対象地域の指定はない。

表 3.2-46 土壤汚染対策法に基づく指定区域の要件

特定有害物質	地下水の摂取等による リスク	直接摂取による リスク
	土壤溶出量基準 (mg/L 以下)	土壤含有量基準 (mg/kg 以下)
カドミウム及びその化合物	0.003	45
六価クロム化合物	0.05	250
クロロエチレン	0.002	-
シマジン	0.003	-
シアン化合物	検出されないこと	50 (遊離シアンとして)
チオベンカルブ	0.02	-
四塩化炭素	0.002	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	-
1,2-ジクロロエチレン	0.04	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-
ジクロロメタン	0.02	-
水銀及びその化合物	水銀/0.0005	水銀/15
	アルキル水銀/検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01	150
テトラクロロエチレン	0.01	-
チウラム	0.006	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-
トリクロロエチレン	0.01	-
鉛及びその化合物	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
ベンゼン	0.01	-
ほう素及びその化合物	1	4,000
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-
有機りん化合物	検出されないこと	-

出典等：「土壤汚染対策法施行規則 別表第四、別表第5」（平成14年12月26日環境省令第29号）

2) 自然環境保全関係法令等

自然環境の保全に関する法令では、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日 法律第 161 号）に基づく国立・国定公園、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等を指定し、各種行為を規制している。

自然環境保全関係の主な法令等と対象事業との関連性の有無を表 3.2-47 に示す。

表 3.2-47 自然環境保全関係の主な法令等

法令名	定められている事項	事業との関連性
自然公園法	国立公園、国定公園	無
県立自然公園条例	県立自然公園	無
自然環境保全法	自然環境保全地域	無
岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域	無
	自然環境保全指針 (優れた自然、身近な自然)	有
都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	無
生産緑地法	生産緑地地区	無
鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域	無
絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律	生息地等保護区	無
岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物、特定希少野生動植物	有
景観法	景観計画区域	有
都市計画法	風致地区	無
生物多様性基本法 (生物多様性国家戦略)	生物多様性保全上重要な里地里山	無
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	無

(1) 自然公園の指定状況

岩手県には、「自然公園法」に基づく国立公園が 2 箇所と国定公園が 2 箇所、「県立自然公園条例」（昭和 33 年 12 月 26 日 岩手県条例第 53 号）に基づく県立自然公園が 7 箇所指定されている。

一関市には栗駒国定公園が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づく自然公園に指定されている地域はない。

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

岩手県には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 85 号）に基づく国指定自然環境保全地域が 2 箇所指定されている。

また、「岩手県自然環境保全条例」（昭和 48 年 12 月 25 日 岩手県条例第 62 号）に基づき、自然環境保全地域が 12 箇所、環境緑地保全地域が 11 箇所指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」及び「岩手県自然環境保全条例」に基づく、自然環境保全地域、環境緑地保全地域に指定されている地域はない。

(3) 緑地地区等の指定状況

岩手県には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日 法律第 72 号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区、「生産緑地法」（昭和 49 年 6 月 1 日 法律第 68 号）に基づく生産緑地地区に指定されている地域はない。

(4) 鳥獣保護区等の指定状況

岩手県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成 15 年 3 月 31 日 岩手県規則第 25 号）に基づき、鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域を設定している。

一関市には、鳥獣保護区が 1 箇所、特定猟具使用禁止区域が 10 箇所、指定猟法禁止区域が 10 箇所設定されているが、対象事業実施区域には設定されていない。

(5) 生息地等保護区の指定状況

岩手県には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）に基づく生息地等保護区に指定されている地域はない。

(6) 希少野生動植物保護対策

岩手県では、「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成 14 年 3 月 29 日 岩手県条例第 26 号）に基づき、指定希少野生動植物（捕獲、採取等を禁止する種）として 16 種、特定希少野生動植物（流通を監視する種）として 10 種を指定している。

一関市内には、指定希少野生動植物のゲイビゼキショウ、ホソバノシバナ、ヒメコザクラの 3 種の分布が確認されている（表 3.1-41 参照）。また、ヒメコザクラは特定希少野生動植物にも指定されている。

(7) 景観計画区域の指定状況

岩手県では、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成 5 年 10 月 26 日 岩手県条例第 35 号）を交付し、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現が示されている。

また、平成 22 年には、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日 法律第 110 号）に基づき、「岩手県景観計画」（平成 22 年 10 月 15 日制定、岩手県）が策定され、市町村、事業者、県民と連携・協働し、美しく風格ある県土の形成の実現を図ること等が示されている。

一関市は、「景観法」に基づく景観行政団体として、本寺地区を除く市全域を景観計画区域と定めた「一関市景観計画」（平成 21 年 3 月、平成 30 年 7 月変更、一関市）を策定し、良好な景観形成の方針や行為の制限等をまとめている。

対象事業実施区域及びその周囲の景観計画区域の位置を図 3.2-12 に示す。

対象事業実施区域は、一般地域（農山漁村景観地区）に指定されている。

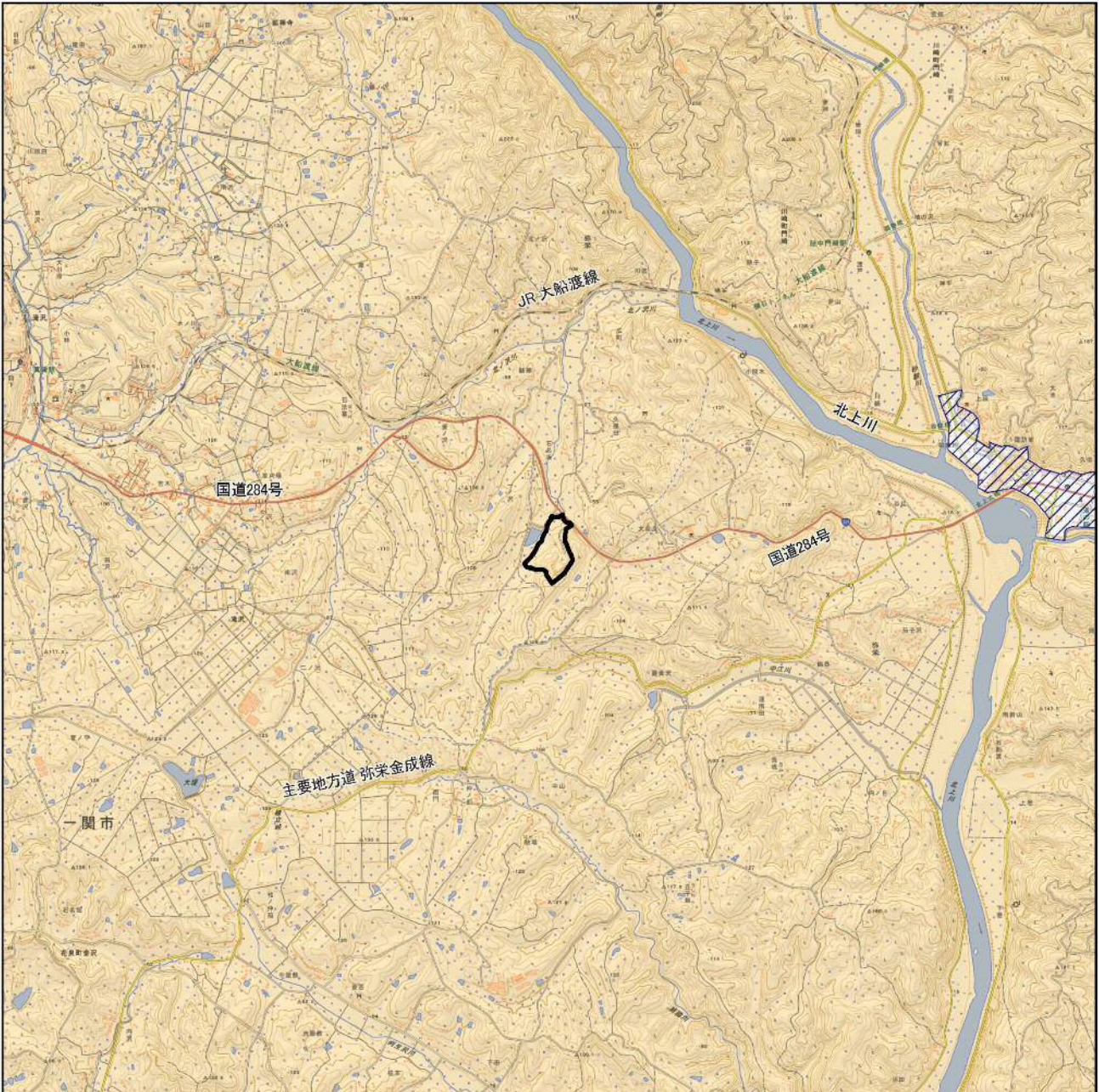


図 3.2-12 景観計画区域

凡例



対象事業実施区域

景観計画区域



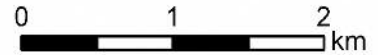
一般地域 農山漁村景観地区



一般地域 市街地景観地区



1:50,000



出典等：「一関市景観計画（平成30年7月）」（一関市HP、閲覧：令和5年8月）より作成

(8) 岩手県自然環境保全指針（令和 3 年改定）

岩手県は、「岩手県自然環境保全条例」に基づき、岩手県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として、「岩手県自然環境保全指針」（平成 11 年 3 月策定、令和 3 年 3 月改定、岩手県（以下「本指針」という。)) を策定している。

本指針は、平成 11 年の策定後、「いわてレッドデータブック」や環境省の現存植生図が改訂・公表される等、新たな調査資料や情報、知見が蓄積されたことから、令和 3 年 3 月に見直されている。

本指針では、自然環境を学術的な重要性、希少性、貴重性という視点で捉えた「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた「身近な自然」の 2 つに区分して取りまとめている。

① 優れた自然

優れた自然については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物種の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観等を対象とし、それぞれ 5 段階の保全区分にまとめられている。

優れた自然の保全区分に応じた内容、保全目標及び保全方向を表 3.2-48 に、対象事業実施区域及びその周囲における優れた自然の保全区分図を図 3.2-13 に示す。

対象事業実施区域の東側がわずかに保全区分「C」に含まれるが、その他の区域は保全区分「D」となっている。保全区分「D」は、「二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域」であり、保全目標としては「残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る」、保全方向としては「事業の実施にあたっては、自然環境の保全に配慮する」となっている。

表 3.2-48 優れた自然の内容及び保全目標・保全方向

保全区分	内容	保全目標	保全方向
A	<ul style="list-style-type: none"> ・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 ・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 ・二次的自然環境の中でも、特に自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な植生について、最大限の保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限の保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。
D	<ul style="list-style-type: none"> ・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地等の自然環境の修復、育成に努める。

出典等：「岩手県自然環境保全指針（令和3年改定）」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

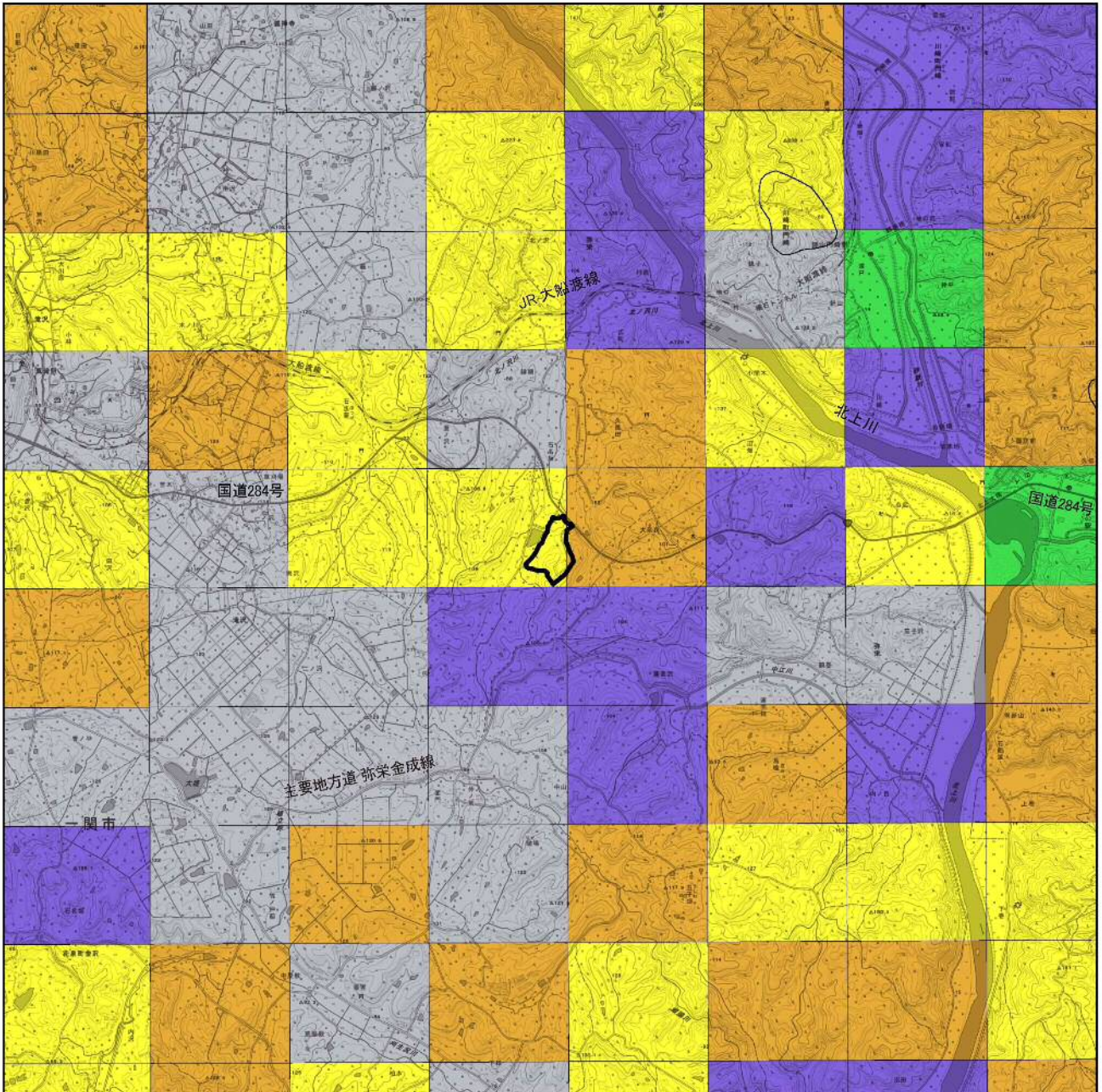


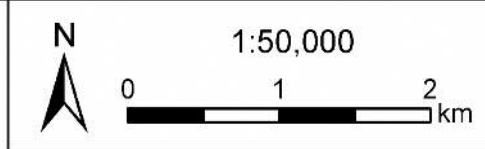
図 3.2-13 優れた自然の保全区分

凡例

 対象事業実施区域

優れた自然

-  A
-  B
-  C
-  D
-  E



出典等：「岩手県自然環境保全指針（令和3年改定）」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

② 身近な自然

身近な自然については、身近な緑地や水辺、文化や信仰等を育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場等を対象とし、それぞれの区分に応じた環境保全上の配慮事項が掲げられている。

身近な自然の内容及び配慮事項を表 3.2-49 に、対象事業実施区域及びその周囲における身近な自然の一覧を表 3.2-50 に、身近な自然の位置図を図 3.2-14 に示す。

対象事業実施区域には、身近な自然は存在しない。

表 3.2-49 身近な自然の内容及び配慮事項

区分	内容	配慮事項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野等で、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、海岸林、河畔林等を含む。	街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成等の機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。 社寺林や屋敷林等のまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園等は原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地等は豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。 都市公園、緑地、広場等は、緑陰、散策、休憩等憩いの場としての拠点となることから、更なる整備・充実が望ましい。
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水、海岸等で、水鳥の集まる湖沼や干潟、鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、溪谷、滝、浜辺等を含む。	野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。 湖沼、溜池、湿原等については、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。 河川や水路等においては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生等が望ましい。 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ましい。
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、伝説地、誇れる自然物等で、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、巨木、名木、巨岩、特異な地形等を含む。	日々の信仰、遊び、祭り、行事等を通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤い等に大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地等で、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察等の場、キャンプ場等を含む。	地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあい等の場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。 また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。

出典等：「岩手県自然環境保全指針（令和3年改定）」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

表 3.2-50 身近な自然一覧表

No.	名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
1	北上川（北上大橋）	⑤	②		②④	
2	砂鉄川（砂鉄橋）		②		②④	
3	千厩川		②			

注1) 表中の①～⑤は、表 3.2-51 のとおり。

出典等：「岩手県自然環境保全指針（令和3年改定）」（岩手県 HP、閲覧：令和5年8月）より作成

表 3.2-51 身近な自然一覧表（凡例）

みどり （身近なみどり）	①：街角のみどり
	②：建物周りのみどり
	③：緑豊かな公園等
	④：緑豊かな田園
	⑤：緑豊かな山林・原野等
水辺 （身近な水辺）	①：池、湖沼、湧水地などの水辺
	②：河川、水路などの水辺
	③：海辺
文化 （身近な文化）	①：身近な信仰地
	②：身近な歴史地区
	③：身近な伝説地
	④：自慢できる自然物
レク （身近な野外レクリエーション空間）	①：身近な散策休憩地
	②：身近な景勝地
	③：身近な保養地
	④：身近な自然探勝地
	⑤：身近な野外活動地

出典等：「岩手県自然環境保全指針（令和3年改定）」（岩手県 HP、閲覧：令和5年8月）より作成

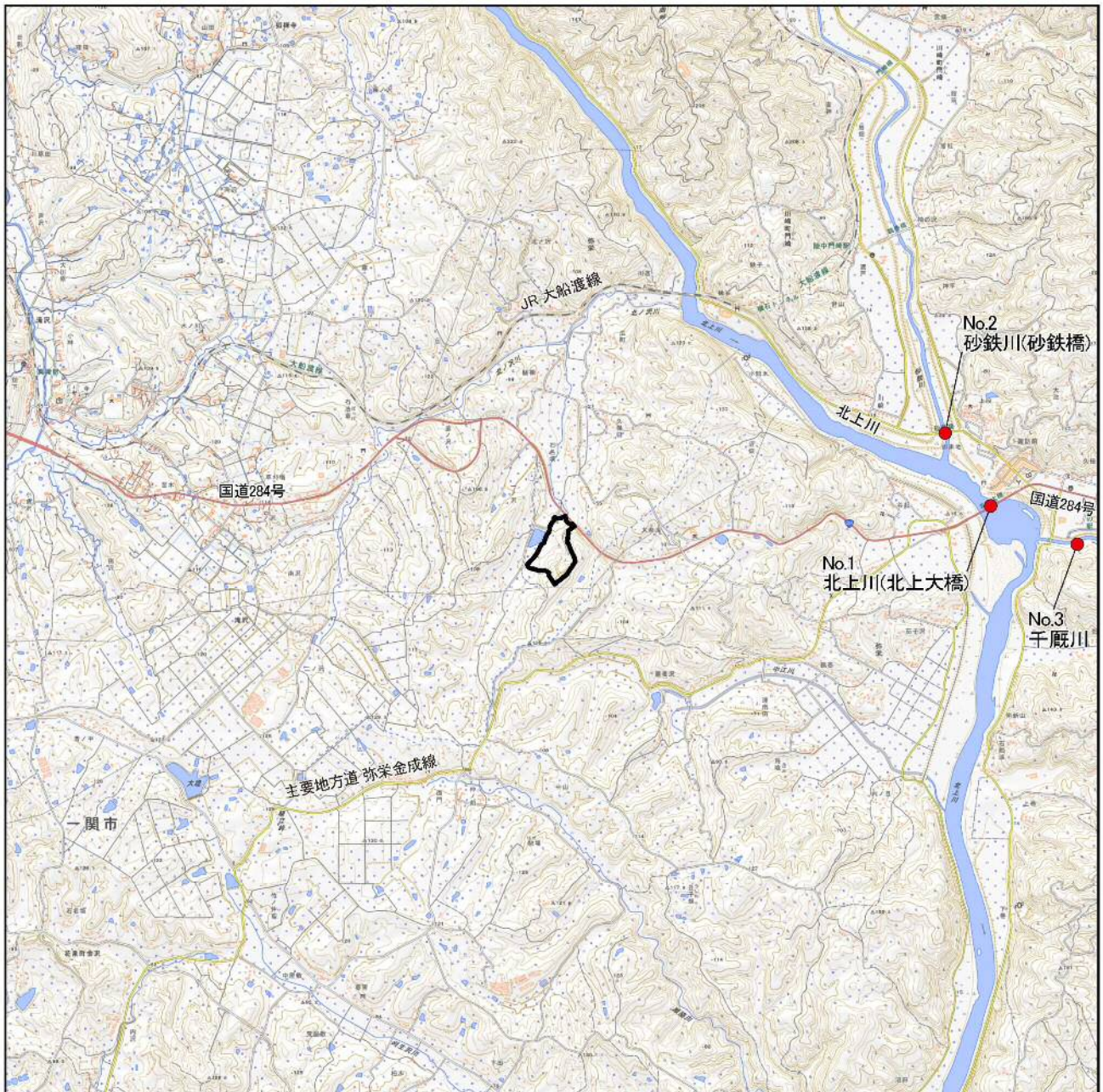


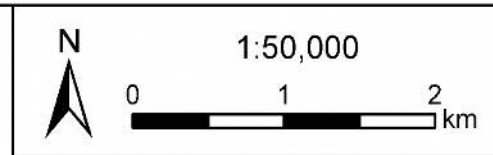


図 3.2-14 身近な自然の位置図

凡例

-  対象事業実施区域
-  身近な自然

※ 図中の No. は、表 3.2-50 に対応する。



出典等：「岩手県自然環境保全指針（令和3年改定）」（岩手県HP、閲覧：令和5年8月）より作成

(9) 風致地区

「都市計画法」では、都市の風致を維持するため、風致地区内における建築物の建築等の行為に対して、市長村長等の許可を受けなければならないものとしている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」に基づく風致地区に指定されている地域はない。

(10) 生物多様性保全上重要な里地里山

一関市には、「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日 法律第 58 号）に基づき閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日、閣議決定）において、表 3.2-52 に示す「巖美町本寺地区」、「久保川イーハトーブ世界」の 2 地区が、「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、指定区域は存在しない。

表 3.2-52 生物多様性保全上重要な里地里山の指定区域（一関市）

No.	名称	選定理由
1	巖美町本寺地区	曲がりくねった水路や不整形な水田、イグネ（屋敷林）に守られた家々など、800 年も昔から変わらない、自然を巧みに利用して築き上げてきた農村風景が広がっている。 伝統的な農業形態や土地利用により、昔ながらの土水路も多く、メダカやドジョウなど里地里山に特徴的な魚類のほか、トウホクサンショウウオなどの希少種も生息している。
2	久保川イーハトーブ世界	伝統的な営みと景観が残る地域であり、水田やため地、雑木林といった様々な環境がモザイク状に広がる久保川流域の里地里山を「久保川イーハトーブ世界」と名付けている。 伝統的な維持管理手法によって水田環境や雑木林などモザイク状の土地利用が維持されており、サクラソウやカタクリなど里地里山の植物群落が残存している。また、600 を超すため池が点在する独特な景観が形成されており、多様な水生生物の棲みかとなっている。

出典等：「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

(11) ラムサール条約湿地

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和 55 年 9 月 22 日 条約第 28 号）により指定された湿地の区域はない。

3) 災害防止関係法令等

災害防止関係に関する法令では、「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号)に基づく各種保安林、「地すべり等防止法」(昭和 47 年 7 月 1 日 法律第 57 号)に基づく地すべり防止区域等を指定し、各種行為を規制している。

災害防止関係の主な法令等と対象事業との関連性の有無を表 3.2-53 に示す。

表 3.2-53 災害防止関係の主な法令

法令名	定められている事項	事業との関連性
森林法	保安林	無
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土石流危険渓流	無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	無
砂防法	砂防指定地	無
地すべり等防止法	地すべり防止区域	無
河川法	河川区域	無

(1) 保安林

「森林法」に基づく「保安林」の指定状況を図 3.2-15 に示す。

対象事業実施区域内には、保安林の指定はない。

(2) 土石流危険渓流

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号)に基づく、土石流危険渓流の指定状況を図 3.2-15 に示す。

対象事業実施区域内には、土石流危険渓流の指定はない。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号)に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3.2-15 に示す。

対象事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 砂防指定地

「砂防法」(明治 30 年 3 月 31 日 法律第 29 号)に基づく、砂防指定地の位置を図 3.2-15 に示す。

対象事業実施区域内には、砂防指定地の指定はない。

(5) 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定はない。

(6) 河川区域

対象事業実施区域及びその周囲を流れる北上川、砂鉄川、千厩川、中江川、瀬脇川、刈生沢川、滝沢川に「河川法」(昭和 39 年 7 月 10 日 法律第 167 号)に基づく河川区域が指定されている。

河川区域の指定がある河川を図 3.2-16 に示す。

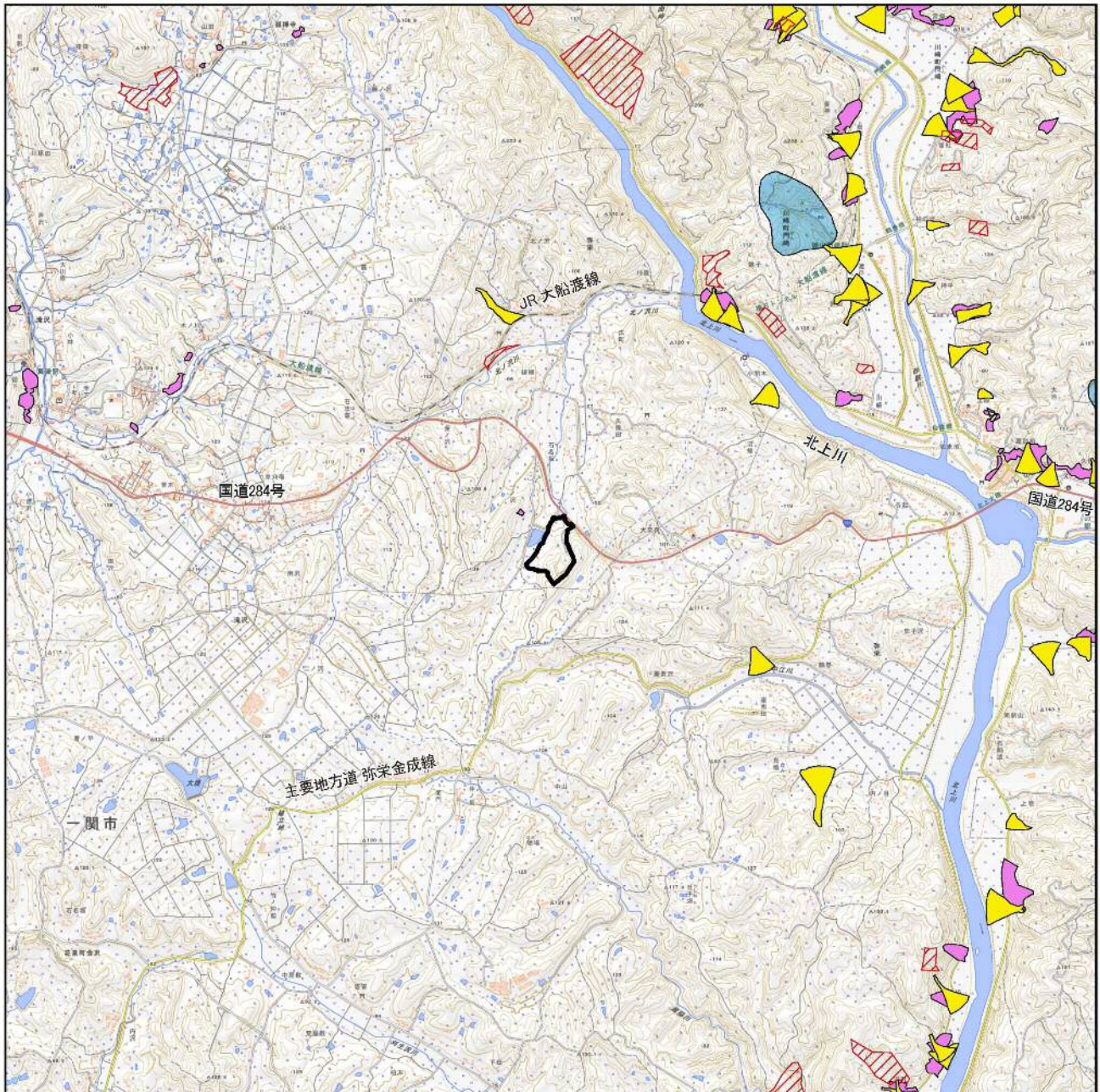
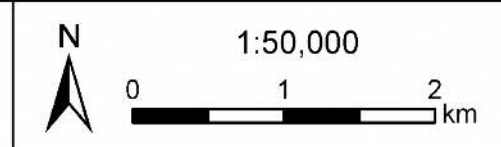


図 3.2-15 災害防止に関する指定状況

凡例

-  対象事業実施区域
-  土石流危険渓流
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  砂防指定地
-  保安林



出典等：「いわてデジタルマップ」(岩手県HP)、「国土数値情報ダウンロード 森林地域」(国土交通省HP)、
(閲覧:令和5年8月)より作成

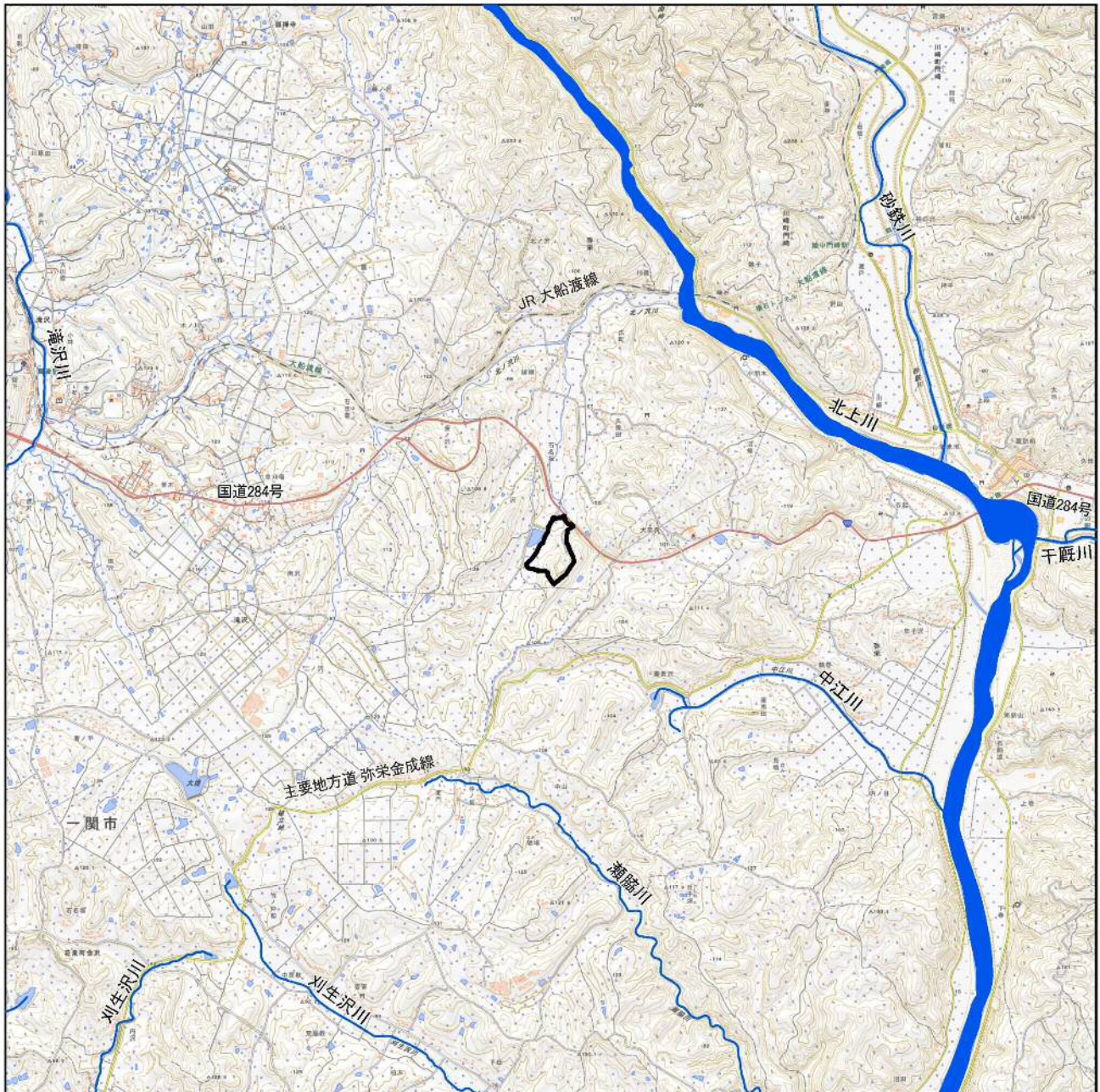


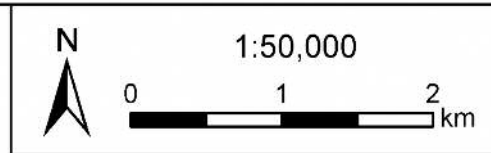


図 3.2-16 河川区域が指定されている河川

凡例

-  対象事業実施区域
-  河川区域



出典等：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP）、「国土数値情報ダウンロード 河川」（国土交通省 HP）、
 （閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

4) 文化財関係法令

(1) 史跡名勝文化財

一関市には国の史跡名勝として、巖美溪及び猊鼻溪が指定されている。また、一関市の指定史跡が 18 箇所存在する。

対象事業実施区域及びその周囲には、史跡はない。

(2) 埋蔵文化財包蔵地

一関市には 922 箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置図を図 3.2-17 に示す。

対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地はない。

(3) 指定文化財

一関市には、国指定 7 件、県指定 37 件、市指定 117 件の指定文化財が存在する。

このうち、対象事業実施区域及びその周囲には、表 3.2-54 及び図 3.2-18 に示すとおり、県指定 1 件、市指定 4 件の指定文化財が存在する。

対象事業実施区域内には、指定文化財はない。

表 3.2-54 対象事業実施区域及びその周囲の指定文化財

No.	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	県指定	大乘寺のオシラサマ	民族	一関市川崎町薄衣字上段	平成 20 年 11 月 7 日
2	市指定	日吉神社社殿 (三殿一体)	建造物	一関市弥栄内ノ目	平成 15 年 4 月 1 日
3		梵鐘	工芸品	一関市川崎町門崎字館畑	平成 16 年 11 月 1 日
4		波分神社の算額 5 面	歴史	一関市川崎町薄衣字諏訪前	平成 23 年 6 月 27 日
5		木造阿弥陀如来像	彫刻	一関市川崎町薄衣字畑の沢	平成 16 年 11 月 1 日

出典等：「一関の文化財 平成 29 年度版」（一関市教育委員会、閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

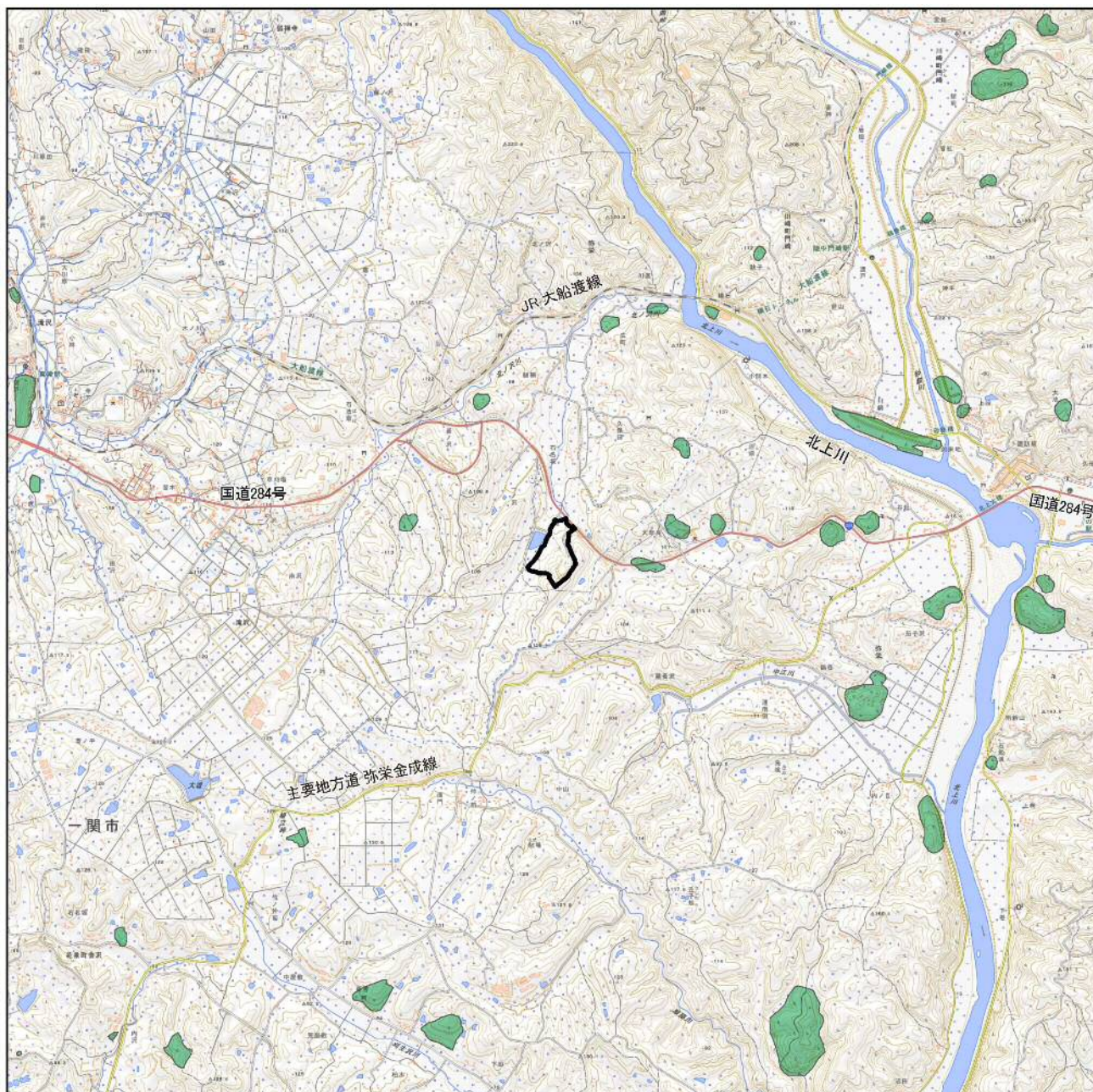


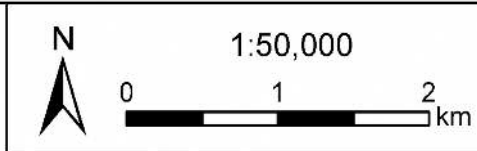


図 3.2-17 対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財

凡例

-  対象事業実施区域
-  埋蔵文化財包蔵地



出典等：「いわてデジタルマップ（埋蔵文化財包蔵地）」（岩手県 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

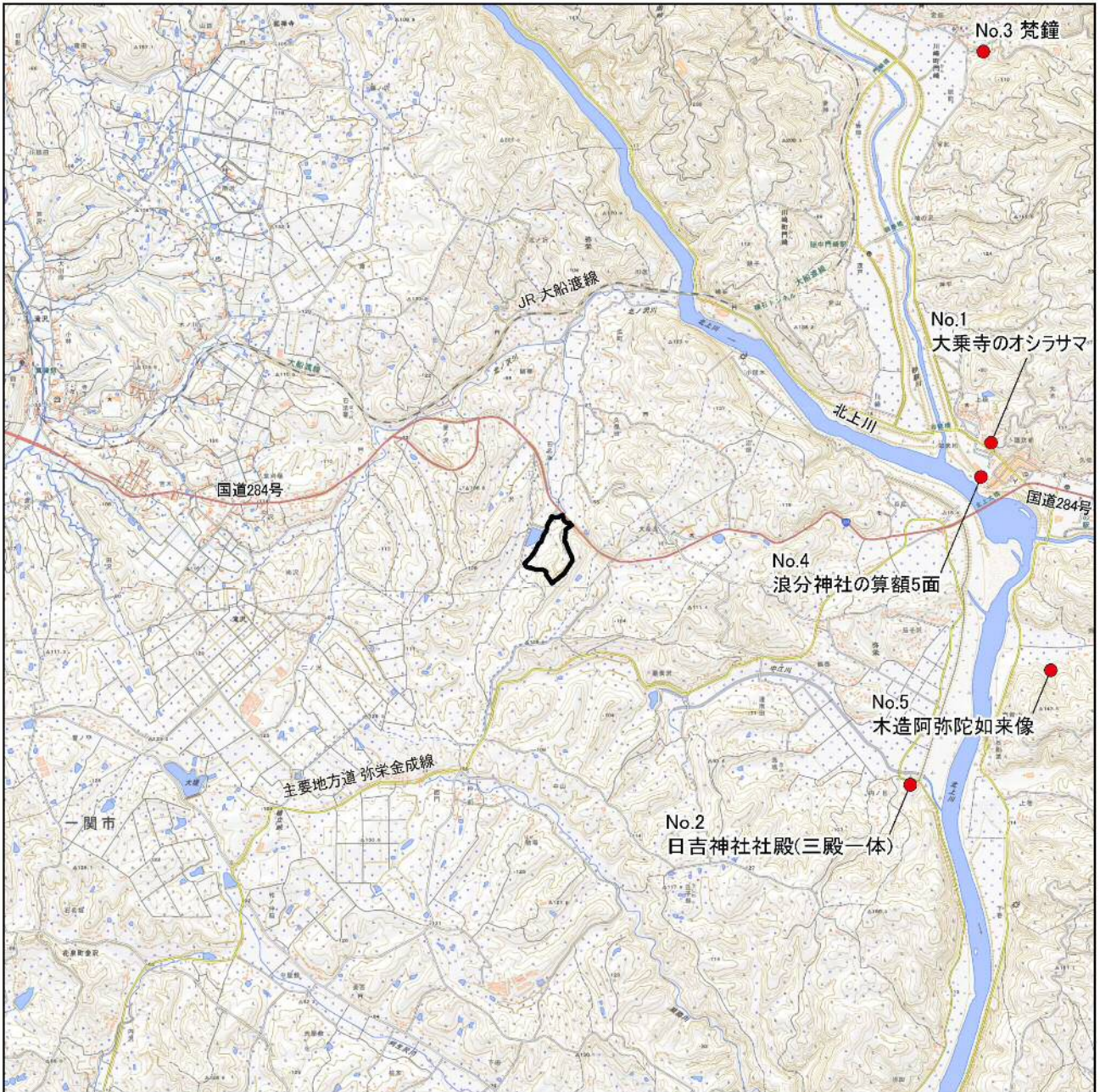


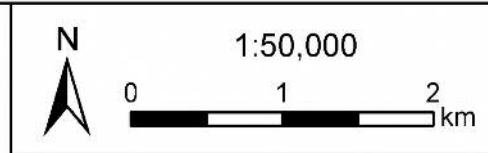


図 3.2-18 対象事業実施区域及びその周囲の指定文化財

凡例

-  対象事業実施区域
-  指定文化財

※ 図中のNo. は、表 3.2-54 に対応する。



出典等：「一関の文化財 平成 29 年度版」（一関市教育委員会、閲覧：令和 5 年 8 月）より作成

3.2.8 一般廃棄物処理の状況

1) 廃棄物処理の状況

対象事業実施区域及びその周囲における廃棄物の収集・処理の状況については、一関市及び隣接する平泉町の状況を調査した。

一関市及び平泉町の過去5年間の廃棄物の収集・処理状況を表 3.2-55 及び図 3.2-19 に示す。

「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)によると、総排出量は一関市及び平泉町ともに減少傾向にあるが、一人1日当たりの廃棄物排出量は前年度から微増している。

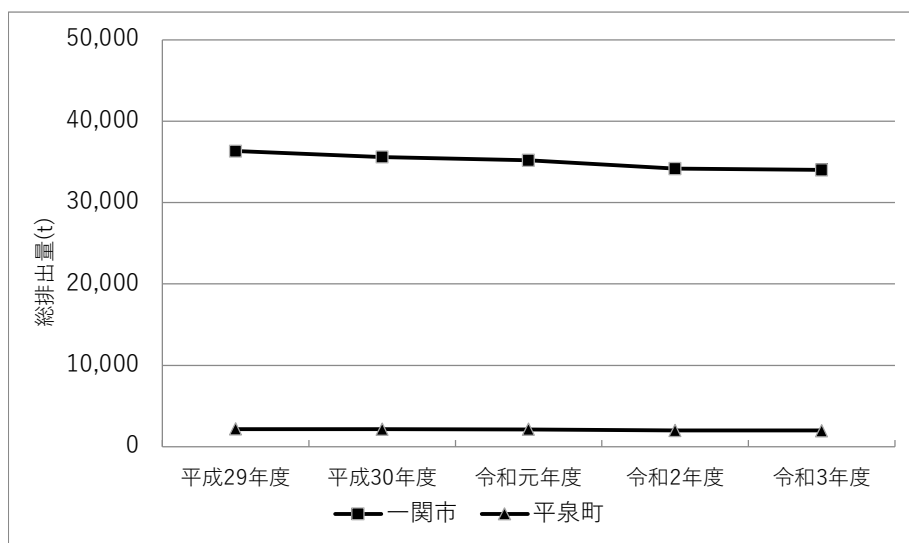
表 3.2-55 一関市及び平泉町の廃棄物の収集・処理の状況

区分	平成29年度		平成30年度		平成31年度 (令和元年度)		令和2年度		令和3年度	
	一関市	平泉町	一関市	平泉町	一関市	平泉町	一関市	平泉町	一関市	平泉町
市町村										
人口(10/1時点) ①	119,655	7,800	117,814	7,685	115,822	7,511	113,877	7,364	112,049	7,259
総排出量(t) ②	36,317	2,187	35,607	2,165	35,189	2,144	34,164	2,010	34,020	1,996
うち生活系廃棄物(t)	24,701	1,573	24,481	1,560	24,264	2,021	24,280	1,531	24,145	1,516
うち事業系廃棄物(t)	9,636	573	9,359	573	9,244	879	8,490	458	8,368	458
うち集団回収量(t)	1,980	41	1,767	32	1,681	24	1,394	21	1,507	22
一人1日当たりの排出量(g)*1	832	768	828	772	830	780	822	748	832	753
資源化量(t) ③	5,436	212	5,991	313	5,628	229	5,741	291	5,773	289
リサイクル率(%)*2	15	9.7	16.8	14.5	16	10.7	16.8	14.5	17.0	14.5

*1. ②÷①÷365日×1,000,000(令和元年度は366日)

*2. ③÷②×100

出典等:「令和4年度 環境報告書」(一関市HP)、「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省HP)、
(閲覧:令和5年8月)より作成



出典等:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省HP)、(閲覧:令和5年8月)より作成

図 3.2-19 廃棄物総排出量の推移

2) 一般廃棄物処理施設の状況

一関地区広域行政組合が管理している一般廃棄物処理施設は 6 箇所（表 3.2-56 参照）に存在するが、対象事業では、一関清掃センターと大東清掃センターの 2 つのごみ焼却施設、並びに一関清掃センターのリサイクルプラザ及び大東清掃センターの粗大ごみ処理施設を統合し、新たにごみ焼却施設及びリサイクル施設を整備する。

対象事業実施区域及びその周囲における一般廃棄物処理施設の位置を図 3.2-20 に示す。

表 3.2-56 一般廃棄物処理施設の状況

名称	施設の種別	住所
一関清掃センター	ごみ焼却施設	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41
	リサイクルプラザ	
	し尿処理施設	
大東清掃センター	ごみ焼却施設	一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1
	粗大ごみ処理施設	
川崎清掃センター	し尿処理施設	一関市川崎町薄衣字石船渡 133
舞川清掃センター	最終処分場	一関市舞川字河岸 101 番地 2
花泉清掃センター	最終処分場	一関市花泉町金沢字滝ノ沢 40 番地 4
東山清掃センター	最終処分場	一関市東山町松川字吉兆所 52 番 1

出典等：「一関地区広域行政組合施設一覧」（一関地区広域行政組合 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）より

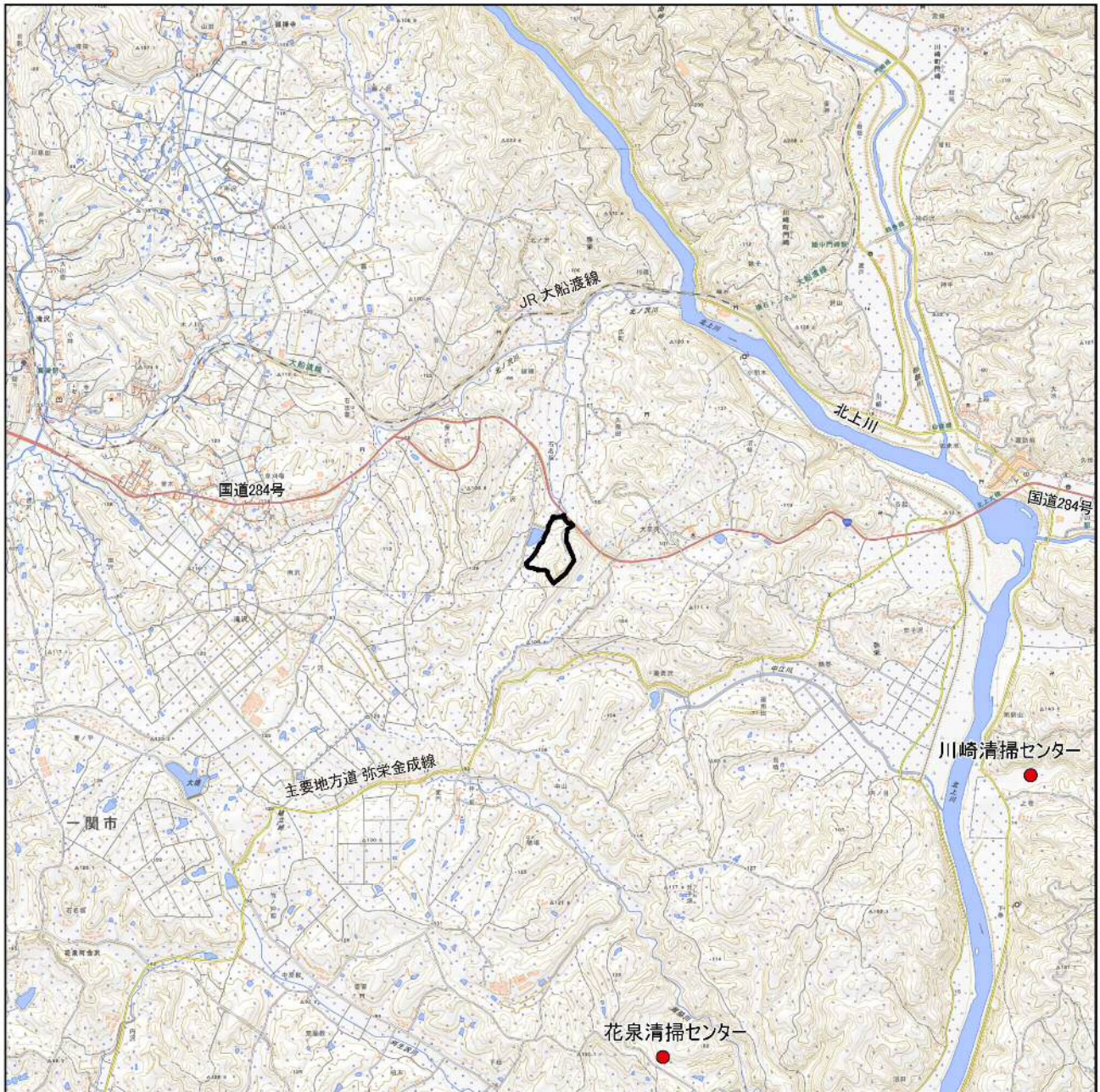


図 3.2-20 一般廃棄物処理施設の状況

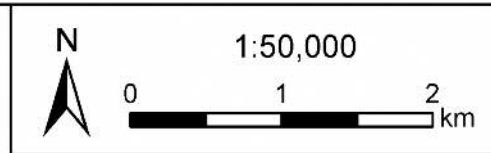
凡例



対象事業実施区域



一般廃棄物処理施設



出典等：「一関地区広域行政組合施設一覧」（一関地区広域行政組合 HP、閲覧：令和 5 年 8 月）より